

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領

制 定	平成 18 年 11 月 9 日付け 18 総食第 778 号	一部改正	平成 26 年 11 月 28 日付け 26 政統第 2183 号
一部改正	平成 19 年 3 月 30 日付け 18 総食第 1925 号	一部改正	平成 27 年 4 月 16 日付け 27 生産第 150 号
全部改正	平成 20 年 1 月 31 日付け 19 総食第 949 号	一部改正	平成 27 年 9 月 30 日付け 27 生産第 1842 号
一部改正	平成 20 年 6 月 6 日付け 20 総食第 176 号	一部改正	平成 28 年 4 月 1 日付け 27 政統第 933 号
一部改正	平成 21 年 3 月 12 日付け 20 総食第 1016 号	一部改正	平成 28 年 6 月 23 日付け 28 政統第 489 号
一部改正	平成 21 年 8 月 14 日付け 21 総食第 498 号	一部改正	平成 29 年 3 月 29 日付け 28 政統第 1943 号
一部改正	平成 22 年 1 月 12 日付け 21 総食第 881 号	一部改正	平成 29 年 11 月 30 日付け 29 政統第 1254 号
一部改正	平成 22 年 4 月 1 日付け 21 総食第 1161 号	一部改正	平成 30 年 4 月 1 日付け 29 政統第 1883 号
一部改正	平成 22 年 12 月 27 日付け 22 総食第 935 号	一部改正	令和元年 5 月 15 日付け 31 政統第 218 号
一部改正	平成 23 年 4 月 20 日付け 23 総食第 58 号	一部改正	令和 2 年 4 月 1 日付け元政統第 2112 号
一部改正	平成 23 年 9 月 1 日付け 23 生産第 4287 号	一部改正	令和 2 年 12 月 15 日付け 2 政統第 1597 号
一部改正	平成 24 年 4 月 6 日付け 23 生産第 6228 号	一部改正	令和 2 年 12 月 28 日付け 2 政統第 1692 号
一部改正	平成 25 年 4 月 9 日付け 24 生産第 3369 号	一部改正	令和 3 年 3 月 31 日付け 2 政統第 2573 号
一部改正	平成 25 年 5 月 21 日付け 25 生産第 543 号	一部改正	令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農産第 3725 号
一部改正	平成 25 年 10 月 11 日付け 25 総食第 2154 号	一部改正	令和 5 年 3 月 31 日付け 4 農産第 5189 号
一部改正	平成 25 年 10 月 23 日付け 25 生産第 2202 号	一部改正	令和 6 年 4 月 11 日付け 5 農産第 4910 号
全部改正	平成 26 年 4 月 1 日付け 25 生産第 3578 号		

農林水産省生産局長から

地方農政局長
北海道農政事務所長
国土交通省北海道開発局長
内閣府沖縄総合事務局長
都道府県知事
関係団体の長

あて

需要に応じた米生産の推進については、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成 6 年法律第 113 号。以下「食糧法」という。)、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令(平成 7 年政令第 98 号)、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則(平成 7 年農林水産省令第 17 号)、米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令(平成 21 年農林水産省令第 63 号。以下「遵守事項省令」という。)、米穀の新用途への利用の促進に関する法律(平成 21 年法律第 25 号)、米穀の新用途への利用の促進に関する法律施行令(平成 21 年政令第 173 号)、米穀の

新用途への利用の促進に関する法律施行規則(平成 21 年農林水産省令第 41 号)、用途限定米穀の買取販売事業者への販売に係る承認事務取扱要領(平成 27 年 1 月 30 日付け 26 生産第 2628 号農林水産省生産局長通知。以下「買取販売要領」という。)、経営所得安定対策等推進事業実施要綱(平成 27 年 4 月 9 日付け 26 経営第 3569 号農林水産事務次官依命通知。以下「推進事業実施要綱」という。)、生産調整方針認定要領(平成 16 年 4 月 1 日付け 15 総食第 852 号農林水産省総合食料局長通知)及び米穀の新用途への利用の促進に関する法律(平成 21 年法律第 25 号)第 3 条第 1 項に基づく米穀の新用途への利用の促進に関する基本方針のほか、本要領に定めるところによる。

第1 基本的考え方

- 1 生産者や集荷業者・団体は、国が策定する主食用米の全国の需給見通しや国が提供するきめ細かい需給・価格情報、販売進捗・在庫情報等を踏まえ、自主的な経営判断により、水田活用の直接支払交付金の活用による飼料用米、麦、大豆等の戦略作物（以下単に「戦略作物」という。）等の生産拡大や、中食・外食等のニーズに応じた生産と安定取引の一層の推進等を図ることを通じて、需要に応じた生産・販売に取り組む。
- 2 生産者や集荷業者・団体の自主的な経営判断に基づく需要に応じた生産・販売に資するよう、都道府県農業再生協議会（推進事業実施要綱第2の1（2）に定める都道府県農業再生協議会をいう。以下同じ。）及び地域農業再生協議会（推進事業実施要綱第2の2（2）に定める地域農業再生協議会をいう。以下同じ。）は、互いに連絡を密にし、国からの情報や自らの産地の販売戦略等を踏まえ、当年産の主食用米や戦略作物等の作付方針である水田収益力強化ビジョンを検討し、区域内の生産者や集荷業者・団体へ周知を図る。
- 3 都道府県農業再生協議会及び地域農業再生協議会の運営に当たっては、その会長・事務局いかににかかわらず、構成員となっている農業者団体及び行政がそれぞれ及び相互に連携して中心的な役割を果たすものとする。
- 4 地方農政局等（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下同じ。）は、都道府県農業再生協議会及び地域農業再生協議会に対し、必要に応じて助言を行うものとする。このため、地方農政局等が所在する道府県以外の都府県庁所在地等に駐在する地方参事官（以下この項において「地方参事官」という。）にあっては、都府県内の地域農業再生協議会等の情報を収集・整理の上、地方農政局と都道府県農業再生協議会との情報の共有化に向けた取組を推進する。

なお、都府県内の地域農業再生協議会等の情報について、地方参事官から農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）へ報告する場合は、当該情報について、地方参事官から地方農政局に情報提供を行うものとする。

第2 主食用米の全国の需給見通し

国は、主食用米の需給及び価格の安定を図るため、主食用米の全国の需給見通しを策定する。

第3 国が提供するきめ細かい情報等

1 「米に関するマンスリーレポート」の作成・公表

国は、米に関する以下の情報を取りまとめ、「米に関するマンスリーレポート」として、毎月公表する。

- (1) 各産地の主要銘柄に係る相対取引価格・数量
- (2) 全国及び産地別の民間在庫の推移
- (3) 産地別及び主要銘柄別の集荷、契約、販売状況
- (4) その他、産地及び生産者が主体的に需要に応じた生産を進める上で有益な情報

2 各県・各産地の作付意向等の把握・公表

(1) 各県・各産地の作付意向等の把握

地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）は、都道府県、市町村、農業者団体等の関係機関と連携し、各都道府県及び地域農業再生協議会別の米や戦略作物等の作付計画及び作付状況や水田収益力強化ビジョンの検討状況を把握し、1月末、4月末、6月末及び9月15日時点の状況を別紙様式第1号により取りまとめ、原則として、翌月の10日（9月15日時点の状況については9月20日）までに、農産局長に報告する。

ただし、農産局長が必要があると認める場合は、別途報告を求めることができるものとする。

また、地方農政局長等は、状況に応じて、「米に関するマンスリーレポート」や参考資料等と併せて、適宜、都道府県農業再生協議会に情報提供する。

(2) 各県・各産地の作付意向等の公表

農産局長は、2（1）により地方農政局長等から受けた報告に基づき、原則として、各都道府県の中間的な作付意向を3月及び6月に公表するとともに、地域農業再生協議会別の中間的な作付意向を6月に公表する。また、各都道府県及び地域農業再生協議会別の作付結果等については、10月中旬を目途に公表する。

ただし、農産局長は、必要があると認める場合は、別途公表することができるものとする。

3 国による需要に応じた生産・販売に向けた情報提供

国は、2の（2）等を踏まえ、必要に応じ、各都道府県及び各産地に対し、需要に応じた生産・販売に向けた助言・情報提供等を行う。

第4 戦略作物として取り扱う米穀等

- 1 次に掲げる米穀等（水稻に係るものに限る。）については、戦略作物として取り扱うものとし、取組主体、適正流通の確保のための措置等については、別紙1から別紙3までにおいて定める。

- (1) 加工用米
- (2) 新規需要米

第5 備蓄米

1 定義

備蓄米とは、食糧法第29条に基づき、政府が買い入れた米穀をいう。

2 取組主体

取組主体は、政府と備蓄米の買入契約を締結した売渡資格者（以下「売渡人」という。）とする。

3 備蓄米の対象となる米穀

農産局長が別に定める備蓄米に係る入札仕様書に規定する買入対象米穀の仕様に該当する米穀に限る。

4 地域農業再生協議会の生産予定面積等の報告及び変更の報告

(1) 売渡人は、原則として、地域農業再生協議会ごとに、生産地域の合理的な単収を踏まえ、引渡予定数量に見合うほ場面積（以下「生産予定面積」という。）を算定する。

(2) 売渡人は、生産予定面積、引渡予定数量及び単収を別紙様式第5－1号に取りまとめ、生産年の8月20日までに地域農業再生協議会の代表者及び地方農政局長等に報告する。

なお、当該様式の地方農政局長等への報告は、地方参事官を経由して行うことができる。

(3) 売渡人は、当該年の自然災害の影響等により備蓄米の生産面積、引渡数量等の変更があった場合には、別紙様式第5－2号に取りまとめ、国に備蓄米を引き渡すまでに、地方農政局長等を経由して農産局長に報告する。

なお、当該様式の地方農政局長等への報告は、地方参事官を経由して行うことができる。

ただし、農産局長が別に定める備蓄米に係る入札仕様書に規定する変更の場合は、当該様式の報告を省略できる。

第6 需要に応じた米の生産・販売の推進に向けた取組

需要に応じた米の生産・販売の推進に向け、都道府県農業再生協議会及び地域農業再生協議会は、次に掲げる取組を行うこととし、その取組状況を把握するものとする。

1 都道府県段階における推進体制

都道府県農業再生協議会は、第3の国からの情報提供等を踏まえ、水田収益力強化ビジョンを検討する。その際、都道府県、農協等の団体、担い手生産者団体その他の構成員の連携を図るとともに、自らの都道府県産米の販売需要動向の把握及び各産地への情報提供を実施し、各地域が主体的に自らの作付計画を判断できる体制を整備するものとする。

2 地域段階における推進体制

- (1) 地域農業再生協議会は、第3の国からの情報提供等を踏まえ、水田収益力強化ビジョンを作成する。その際、市町村、農協等の生産者団体、担い手生産者その他の構成員の連携を図るとともに、農業者に対し、認定方針作成者（食糧法第5条第1項の規定に基づき、農林水産大臣の認定を受けた生産調整方針（以下「認定方針」という。）を作成した生産出荷団体等をいう。以下同じ。）等を通じ、水田収益力強化ビジョン、前年産の当該農業者の作物ごとの作付面積、需要動向等に関する情報提供や、需要に応じた生産・販売が図られるよう作付に関する助言を行い、各生産者が自らの経営戦略に基づき作付計画を判断できる体制を整備するものとする。
- (2) 地域農業再生協議会は、必要に応じて、認定方針に参加せずに水稻生産・販売を行う農業者（以下「非参加農業者」という。）に対して生産調整方針への参加を促すものとする。
- (3) 地域農業再生協議会は、区域内の全ての水稻生産農業者が必要に応じた生産・販売を行う上で必要な農業者情報（水田台帳）の整備に努めるものとする。

3 作付の計画段階における取組

- (1) 農業者は、地域再生協議会等から提供された情報や水田収益力強化ビジョンを踏まえ、地域農業再生協議会が経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）様式第2号を参考として定める様式により、水稻生産実施計画書を作成し、認定方針作成者等に提出する。
- (2) 認定方針作成者等は、提出された水稻生産実施計画書（認定方針作成者が農業者の場合にあっては、自らの水稻生産実施計画書）を、原則として、6月30日を期限とし、地域農業再生協議会の代表者が定める日までに、地域農業再生協議会の代表者に提出する。

4 作付段階における取組

各県・各産地の作付動向の把握に際しては、地方農政局等は、都道府県、市町村、農業者団体等及び農業共済組合等の関係機関と互いに連絡を密にし、生産者が作成した水稻生産実施計画書、経営所得安定対策の交付金に係る営農計画書、水稻共

済細目書異動申告票等を活用して、当年産の地域農業再生協議会ごとの水稻や戦略作物等の作付面積を把握する。

その際、水稻生産実施計画書・経営所得安定対策の交付金に係る営農計画書と水稻共済細目書異動申告票の様式の一体化、主食用米及び第4に掲げる米穀等の生産状況等に係る確認の合同実施、関係機関との水稻作付面積等についての情報交換・重点地域の現地確認等により適正な把握に努める。

第7 集荷業者・団体の役割等

集荷業者・団体は、需要に応じた米の生産・販売の重要な推進主体として、国が策定する全国の需要見通し等、第3の国からの情報提供や水田収益力強化ビジョンを勘案しながら、自らの販売戦略に基づき、

- 1 行政と連携して、生産者の主体的な経営判断の下での水田の利活用及び需要に応じた米の生産・販売が円滑に行われるよう取り組む
- 2 複数年、播種前等の事前契約による安定的な取引の一層の推進を図る
- 3 第4に掲げる米穀、中食・外食等で用いられる米穀等の多様な米穀の需要に的確に対応することとする。

附 則（平成28年4月1日付け27政統第933号）
（施行期日）

- 1 この通知は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の需要に応じた米生産の推進に関する要領の規定に基づき、平成27年度までに実施した備蓄米の取組の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則（平成28年6月23日付け28政統第489号）
この通知は、平成28年6月23日から施行する。

附 則（平成29年3月31日付け28政統第1943号）
（施行期日）

- 1 この通知は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成29年産備蓄米の取扱いについては、別紙5第2の「なお、原則として、取組農業者は、生産年の6月30日からさかのぼって1年間に、米穀の流通に関する法令及び本要領に違反した行為が確認されていない者であること。」の規定を適用せず、なお従前の例による。

附 則（平成29年11月30日付け29政統第1254号）
1 この通知は、平成29年11月30日から施行する。

- 2 この通知による改正前の需要に応じた米生産の推進に関する要領に基づき、平成 29 年産に実施した新規需要米のうち、酒造用、青刈り稲・わら専用稲等（飼料作物を除く。）に係る取組の実績面積については、30 年産以降においても当該面積を非主食用米の実績として毎年取り扱うものとする。

また、このうち産地交付金の支援を受けた取組については、引き続き、別紙 2 の規定を準用し、取組計画の認定を受けることができるものとする。

附 則（平成 30 年 4 月 1 日付け 29 政統第 1883 号）

- 1 この通知は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 取組計画認定申請書等の各提出書類の提出について、この通知で定める提出期限が行政機関の休日に当たるときは、行政機関の休日の翌日をもってその期限とする。
- 3 この通知の施行に伴い、当面の需給調整における米の生産調整実施者の確認等水田に係る事務の簡素化の推進について（平成 16 年 4 月 19 日付け 16 総食第 82 号農林水産省総合食料局食糧部計画課長、経営局保険課長通知）は廃止する。

附 則（令和元年 5 月 15 日付け 31 政統第 218 号）

- 1 この通知は、令和元年 5 月 15 日から施行する。
- 2 この通知の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和 2 年 4 月 1 日付け元政統第 2112 号）

この通知は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 12 月 28 日付け 2 政統第 1692 号）

- 1 この通知は、令和 2 年 12 月 28 日から施行する。
- 2 この通知の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日付け 2 政統第 2573 号）

この通知は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和４年４月１日付け３農産第３７２５号）
この通知は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和５年３月３１日付け４農産第５１８９号）
この通知は、令和５年４月１日から施行する。

附 則（令和６年４月１１日付け５農産第４９１０号）
この通知は、令和６年４月１１日から施行する。

別紙 1

加工用米について

第 1 取組主体

取組主体は、以下に掲げる者とする。

- 1 全国生産出荷団体（生産調整方針認定要領第 2 の 1 の（1）に定める米穀の生産者の組織する団体又は出荷の事業を行う者の組織する団体を構成員とする全国を活動単位とする団体。以下同じ。）
- 2 都道府県出荷団体（生産調整方針認定要領第 2 の 1 の（1）に定める米穀の生産者の組織する団体又は出荷の事業を行う者の組織する団体を構成員とする都道府県を活動単位とする団体。以下同じ。）
- 3 認定方針作成者
- 4 農業者
- 5 農業者団体（農業者が組織する団体で、地方農政局長等が特に認めたものをいう。以下同じ。）

第 2 加工用米の範囲

1 対象米穀

加工用米とは、2 の使途に供給することを目的として生産される米穀であって、醸造用玄米（農産物規格規程（平成 13 年農林水産省告示第 244 号）第 1 の 2 に定めるものをいう。以下同じ。）を除く以下のいずれかに該当する米穀とする。

- （1）品位等検査（農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 3 条の品位等検査をいう。以下同じ。）において、3 等以上に格付けされた米穀、又は品位等検査を受検しない場合において次の①及び②の要件（以下「品質基準」という。）を満たすことが客観的に確認された米穀
 - ① 1.70mm 以上のふるい目幅で調製されたこと
 - ② 水分の含有率が 16.0% 以下であること
- （2）共同乾燥調製貯蔵施設等において調製されたもみの場合、（1）のほか、農産物検査員（農産物検査法第 17 条第 2 項第 1 号に規定する者をいう。）が配置され、当該ばらもみの数量及び品種の確認並びに当該ばらもみから生産される玄米の数量及び相当等級の確認がされた米穀、又は農産物検査以外の方法により、玄米の品質基準相当であることの確認がされた米穀
- （3）（1）及び（2）に該当しない米穀で、全国生産出荷団体、都道府県出荷団体、認定方針作成者、農業者又は農業者団体（以下「取組主体」という。）の申請に基づき、地方農政局長等が加工用米の安定供給を図るために必要と認めた米穀

2 使途

加工用米の具体的な使途は、米の既存の加工用途であって次に掲げるものとする。

- (1) 清酒、しょうちゅうその他米穀を原料とする酒類
- (2) 加工米飯（肉又は魚、甲殻類、軟体動物その他の水棲動物の混入割合が3%以上（仕込時）である密封包装したレトルト米飯、冷凍米飯等であって、2ヶ月以上の保存に耐えられるもの）
- (3) みそその他米穀を原料とする調味料
- (4) 米穀粉、玄米粉その他これらに類するもの
- (5) 米菓その他米穀を原料又は材料とする菓子
- (6) 玄米茶、ビタミン強化米、甘酒、アルファ化米又はアルファ化米を原料とする製品、漬物もろみ、朝食シリアル、乳児食、ライス・スターチ、いり玄米スープ、包装もち、水産練製品及び米穀粉混入製品
- (7) その他農産局長が特に必要と認めた使途

第3 定義

- 1 加工用米需要者とは、第2の2に掲げる米加工品の製造を業とする者をいう。
- 2 加工用米需要者団体とは、加工用米需要者の組織する団体で、その直接又は間接の構成員である加工用米需要者のために米穀の購買に関する共同事業を行う団体（3の加工用米全国需要者団体を除く。）をいう。
- 3 加工用米全国需要者団体とは、加工用米需要者又は加工用米需要者団体の組織する全国を活動単位とする団体で、その直接又は間接の構成員である加工用米需要者又は加工用米需要者団体のために米穀の購入に関する共同事業を行う団体をいう。
- 4 加工用米需要者団体等とは、加工用米需要者、加工用米需要者団体及び加工用米全国需要者団体をいう。
- 5 加工用米買取販売事業者とは、買取販売要領第2に規定する買取販売事業者のうち、加工用米を加工用米需要者団体等に販売しようとする事業者をいう。

第4 管理方式等

1 管理方式

多収品種（3に定めるものをいう。以下同じ。）又は、その他の品種であって主食用米として出荷する品種と異なる品種を作付け、主食用米と明確に区分して生産並びに乾燥及び調製を実施した上で出荷し、かつ、作付けをしたほ場の全収穫量を、第6の1及び2に規定する加工用米出荷契約数量及び販売契約数量とすること（以下「区分管理方式による出荷」という。）をあらかじめ選択する場合にあって

ては、ほ場 1 枚を単位として作付け、かつ、そのほ場を特定することとする。

また、主食用米として出荷する品種と同一の品種について、生産段階において主食用米の生産と差異をつける場合において、当該差異の内容（多収に向けて用いる技術や生産資材等又は省力化栽培を行う場合等（生産性ないし収量が低いほ場で取り組む場合を含む。）の取組内容）を明らかにした上で、区分管理方式による出荷をあらかじめ選択するときも、ほ場 1 枚を単位として作付け、かつ、そのほ場を特定することとする。

- 2 区分管理方式による出荷を選択する農業者にあつては、別紙様式第 3－1 号の区分管理計画書を作成し、生産年の 6 月 30 日までに地方農政局長等に提出するものとする。この場合、当該計画書は、当該農業者が参加する認定方針の作成者、農業者団体及び都道府県の県庁所在地等に駐在する地方参事官（以下「地方参事官」という。）を経由して提出することができるものとする。なお、地方農政局長等は、必要に応じて当該計画書の写しを地域農業再生協議会に提供できる。

また、区分管理方式による出荷又は一括管理方式による出荷（区分管理方式による出荷以外の出荷をいう。以下同じ。）のいずれとするかを、第 6 の 1 に規定する加工用米出荷契約等数量農業者別一覧表にあらかじめ記載することとする。

- 3 多収品種は、次のいずれかに該当するものとする。

（1）国の委託試験等によって育成され、一般品種と比べ子実の収量が多いことが確認された別表に掲げる品種

（2）次のア及びイのいずれにも該当する品種のうち、都道府県知事の申請に基づき、地方農政局長等が特に認めるもの

ア 都道府県等の農業試験場等の試験データ等により一般品種と比べ子実の収量が多いことが確認された品種

イ 国内の流通量に照らして主要ではない品種であつて、次のいずれかに該当するもの

（ア） 当該申請を行った都道府県内において、農産物規格規程に規定する産地品種銘柄に設定されておらず、かつ、主に加工用米及び新規需要米の用途向けとして生産されている品種

（イ） 当該申請を行った都道府県内において、農産物規格規程に規定する産地品種銘柄に設定されており、かつ、概ね全量が加工用米及び新規需要米の用途向けとして生産されている品種

なお、地方農政局長等が特に認めた多収品種に係る作付け及び流通の状況、実単収の状況等が、ア又はイに定める基準に該当していない場合は、必要に応じ、当該品種に係る多収品種の認定の取消しの措置を講ずるものとする。

（3）コシヒカリ環 1 号に（1）又は（2）の多収品種を戻し交雑させて育成した

品種

第5 加工用米取組計画の認定等

1 加工用米取組計画認定申請書の提出

取組主体は、加工用米需要者団体等からの購入計画等を基に、加工用米の取組計画認定申請書（別紙様式第3—2号の1）（以下「取組計画認定申請書」という。）を作成する。

取組主体は、取組計画認定申請書を作成する場合、（1）に掲げる書類について、農産局長及び地方農政局等の求めに応じ提出できるよう適切に整理し、保管する。

取組計画認定申請書については、（2）に掲げる必要書類を添付の上、当該加工用米の生産年の6月30日までに、全国生産出荷団体にあっては農産局長に、都道府県出荷団体、認定方針作成者、農業者のうち自ら取組計画を作成する者及び農業者団体（以下「地域流通農業者」という。）にあっては地方農政局長等に提出する。

保管及び添付を行う書類において、電算処理等の理由から本要領に規定する様式を用いることが困難な場合にあっては、内容の改変を伴わない限り、必要に応じ様式を変更して用いることができるものとする。

なお、地方農政局長等への提出に当たっては、地方参事官を経由して行うことができる。（更に、地域流通農業者の利便性に資する場合で、かつ、地域農業再生協議会に既にその体制が整備されている場合に限り、地域農業再生協議会の合意を条件に、地域農業再生協議会から地方参事官を経由することができるものとする。）。

（1）取組主体が保管する書類

販売契約等の状況が分かる次のいずれかの書類

ア 第6の2の（1）に定める加工用米販売契約書

イ 加工用米需要者団体等からの購入計画書（別紙様式第3—3号）

ウ 買取販売要領第2の規定に基づき提出した販売承認申請書（買取販売要領別記様式第1号）及び用途限定米穀の販売に関する誓約書（買取販売要領別記様式第2号）並びに買取販売要領第4の規定により通知を受けた買取販売要領承認通知書（買取販売要領別記様式第3号。遵守事項省令第4条第1項第2号ただし書の承認を受けて販売を行う場合に限る。）

エ 自ら生産又は集荷した加工用米を、米加工品に加工した上で自ら販売する地域流通農業者（以下「自家加工農業者」という。）にあっては加工用米（新規需要米）自家加工販売計画書（別紙様式第3—4号）

（2）取組計画認定申請書に添付する書類

ア 加工用米需要者団体等の原料米の仕入状況等（別紙様式第3—6号）

イ 加工用米団体間集荷計画書（別紙様式第 3－7 号）

（取組計画の認定を受けようとする者が全国生産出荷団体又は都道府県出荷団体の場合に限る。）

ウ 加工用米の適正流通に関する誓約書（兼用途限定米穀の用途外使用承認申請書）（別紙様式第 3－18 号）

エ 上記のほか、農産局長又は地方農政局長等が特に必要と認める資料

2 取組計画の認定

農産局長又は地方農政局長等は、1 により提出があった取組計画認定申請書について、以下の認定基準に照らし、その内容を審査し、適切と判断した場合は、別紙様式第 3－2 号の 2 により、不適切と判断した場合は別紙様式第 3－2 号の 3 により提出者に通知する。

ただし、9 月 15 日までにその申請につき、不認定に係る通知がなかったときは、同日においてその認定があったものとみなす。

- （1）前年産による過剰米の状況や持越在庫等の諸条件を踏まえ、当該年産の加工用米生産予定数量が需要に即した供給量となっていること。
- （2）加工用途に流通され、かつ、使用されることが確実と認められること。
- （3）生産予定面積は、生産予定数量を別添 1 により設定した地域の合理的な単収で除して算出した数値であること。

ただし、区分管理方式による出荷を行う場合であって、多収品種を作付けるときは、地域農業再生協議会又は市町村と協議の上、上記の地域の合理的な単収を上回る単収であって農業試験場等において実証されたものを用いて生産予定面積を算出することができる。

- （4）原則として、前年産の第 2 の 2 に掲げる使途の原料となった米穀（以下「加工原材料用米」という。）の使用実績において、加工原材料用米の使用数量から、加工用米、くず米、外国産米及び備蓄米を除いた米穀の数量が当該年産で加工用米に置き換わらないことが客観的に明らかであること。
- （5）取組主体、取組計画に参加する加工用米需要者団体等及び仲介事業者が、本要領に基づき前年産までの報告書等を適切に提出していること。
- （6）原則として、取組計画に参加する農業者、加工用米需要者及び仲介事業者が、生産年の 6 月 30 日からさかのぼって 1 年間に、米穀の流通に関する法令（※）及び本要領の規定に違反した行為が確認されていないこと。
- （7）前年産において、水田活用の直接支払交付金の対象作物について実施要綱Ⅳの第 2 の 1 の（9）及び 2 の 8 の⑦に規定する「適切な生産の徹底等」を遵守していないことが確認された場合、それが別紙 3 の第 1 の 1 から 4 までのいずれにも該当しないこと。

※ 米穀の流通に関する法令とは、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成 6 年法律第 113 号）、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成 21 年法律第 26 号）、農林物資の規格化等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）、食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）、不正競争防止法（平成 5 年法律第 47 号）、農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）、刑法（明治 40 年法律第 45 号）、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）及び飼料需給安定法（昭和 27 年法律第 356 号）並びにこれらの法律に基づく命令をいう。

3 認定結果報告等

地方農政局長等が、2 の規定により認定を行った場合は、当該認定結果について、生産年の 9 月 15 日までに、別紙様式第 3－8 号の 1 により地域農業再生協議会の代表者に通知するとともに、別紙様式第 3－8 号の 2 により農産局長に報告する。

また、農産局長が、2 の規定により認定を行った場合は、当該認定結果を速やかに地方農政局長等に通知するとともに、当該通知を受けた地方農政局長等は、速やかに地域農業再生協議会の代表者にこれを通知するものとする。

4 加工用米取組計画の変更等

2 の規定により認定された取組計画（以下「認定取組計画」という。）について、加工用米需要者団体等における加工用米の在庫の増大による過大な経営負担の発生、倒産、休廃業等により、当該加工用米需要者団体等に販売することができない場合や当該加工用米需要者団体等が加工用米を所有することができないなど真にやむを得ない事由が生じたことにより、別の新たな加工用米需要者団体等に販売する場合は、次の区分に応じ、農産局長又は地方農政局長等の承認を得るものとする。

ただし、用途限定米穀の用途外使用等事務取扱要領（平成 22 年 4 月 19 日付け 22 総食第 61 号総合食料局長通知）により、用途及び販売先の変更を承認された場合は省略することができる。

なお、主食用米の不作など需給動向等を踏まえ、農産局長が必要と判断した場合には、別に定めるところにより、認定取組計画に係る加工用米需要者団体等の同意を得て、認定取組計画の変更又は認定の取消しを申請することができるものとする。

- (1) 取組主体が所有する加工用米を新たな加工用米需要者団体等に販売しようとする場合

当該取組計画の認定を受けた取組主体は、第5の1の(2)に掲げる必要書類を添付の上、取組計画変更承認申請書(別紙様式第3-9号)を速やかに提出し、全国生産出荷団体にあっては農産局長に、地域流通農業者にあつては地方農政局長等に、それぞれ承認を得るものとする。

(2) 加工用米需要者団体等又は取組主体(自家加工農業者を除く。)と加工用米需要者団体等の取引について仲介を行う業者(以下「仲介事業者」という。)が所有する加工用米を別の新たな加工用米需要者団体等に販売しようとする場合

当該取組計画の認定を受けた加工用米需要者団体等及び仲介事業者は、当該取組計画の取組主体の確認を受け、(1)に掲げる必要書類を添付の上、販売先変更承認申請書(別紙様式第3-10号)を速やかに提出し、加工用米全国需要者団体にあっては農産局長、加工用米需要者、加工用米需要者団体及び仲介事業者にあつては地方農政局長等の承認を得るものとする。

ただし、加工用米需要者団体又は加工用米全国需要者団体における加工用米の在庫の増大による過大な経営負担の発生、倒産、休廃業等により、加工用米を買い受けることができなくなった場合であつて、新たな販売先が認定を受けた取組計画に係る購入計画書に添付した組合員別の内訳に記載された組合員であるときは、(1)及び(2)の規定にかかわらず、(1)に掲げる必要書類を添付することを要しない。

第6 加工用米出荷・販売契約等

1 加工用米出荷契約数量報告

認定方針作成者及び農業者団体は、加工用米を生産する農業者との間で、別添2に定める事項を内容とする加工用米の出荷に関する契約(以下「加工用米出荷契約」という。)を生産年の6月30日までに締結し、当該加工用米出荷契約を締結した農業者(以下「出荷契約農業者」という。)の氏名、住所、加工用米出荷契約数量及び生産予定面積等を加工用米出荷契約等数量農業者別一覧表(別紙様式第3-11号)に取りまとめ、生産年の7月10日までに、地域農業再生協議会の代表者及び地方農政局長等に提出する。

なお、全国生産出荷団体又は都道府県出荷団体に出荷を行う者にあつては、出荷団体ごとに別葉で取りまとめるものとする。

地方農政局長等への提出又は報告に当たっては、地方参事官を経由して行うことができる。

2 加工用米販売契約数量報告

(1) 取組主体(自家加工農業者を除く。)は、加工用米を加工用米需要者団体等に對して売り渡そうとする場合は、以下に掲げる事項を記載した加工用米の販売

に関する契約（以下「加工用米販売契約」という。）を締結する。

なお、仲介事業者が販売（販売を委託する場合を除く。）に介在する場合は、加工用米販売契約に当該仲介事業者を含めるものとする。

ア 他の用途への転用の禁止に関する事項

イ 作柄等の影響により加工用米生産量に増減が生じる場合の契約数量の変更に関する事項

ウ 違約金その他の契約の履行を担保する措置に関する事項

エ 品位等検査を受検しない場合の品質基準及びその具体的な確認方法に関する事項

オ 需要者への販売価格に関する事項

（２）取組主体（自家加工農業者を除く。）は、（１）の加工用米販売契約の締結結果を別紙様式第３－１３号に取りまとめの上、生産年の翌年の２月１５日までに、全国生産出荷団体については農産局長に、地域流通農業者については地方農政局長等に提出する。なお、地方農政局長等への提出に当たっては、地方参事官を経由して行うことができる。その際、第７の２の（２）により販売契約数量を変更した場合は、変更後の数量を報告するものとする。

３ 加工用米の生産状況等の確認

地域農業再生協議会の代表者は、地方農政局長等と連携を図り、１の報告又は認定取組計画を基に、加工用米生産農業者から提出のあった当該年産米の水稻生産実施計画書における加工用米出荷契約数量又は加工用米販売契約数量（以下「加工用米出荷契約等数量」という。）及び生産予定面積の記載内容が適当かどうか確認する。

第７ 加工用米の売渡し等

１ 加工用米の品位等検査等

（１）加工用米生産農業者は、品位等検査又は品質基準の確認を以下のとおり行うこととする。

① 品位等検査を受検する場合

原則として生産年の１２月１５日までに行う（ふるい下米等、３等以上に格付けされないことが明らかである場合を除く。）。

② 品位等検査を受検しない場合

ア 原則として生産年の１２月１５日までに、品質基準を確保したことが確認できる需要者への販売伝票の写し、又は品質基準を確保した上で販売することが確認できる契約書の写し等を地方農政局等に提出する。なお、契約書の写し等を提出する場合は、生産年の翌年の１０月末までに、販売したことが確認できる販売伝票の写し等を提出する。

イ 販売伝票等に記載された品質基準を確保したことが確認できる記録簿等を作成・保管する。地方農政局長等は、保管された記録簿等について必要に応じて提出等を求めることができるとともに、立会いにより品質基準が適正に確保されているかの確認等を行うことができる。

(2) 加工用米生産農業者は、(1)によることのほか、共同乾燥調製貯蔵施設等において調製される米穀については、品位等検査又は品質基準の確認を以下のとおり行うこととする。

① 品位等検査を受検する場合

原則として生産年の12月15日までに品位等検査又は第2の1の(2)の確認を受けるものとし、当該確認を受けた場合にあっては、生産年の翌年の10月末日までに品位等検査を受ける。

② 品位等検査を受検しない場合

ア 原則として生産年の12月15日までに、品質基準を確保したことが確認できる需要者への販売伝票の写し、又は品質基準を確保した上で販売することが確認できる契約書の写し等を地方農政局等に提出する。なお、契約書の写し等を提出する場合は、生産年の翌年の10月末日までに、販売したことが確認できる販売伝票の写し等を提出する。

イ 原則として生産年の12月15日までに第2の1の(2)の確認を受けるものとし、当該確認を受けた場合にあっては、生産年の翌年の10月末日までに、販売したことが確認できる販売伝票の写し等を提出する。

ウ 販売伝票等に記載された品質基準を確保したことが確認できる記録簿等を作成・保管する。地方農政局長等は、保管された記録簿等について必要に応じて提出等を求めることができるとともに、立会いにより品質基準が適正に確保されているかの確認等を行うことができる。

(3) 加工用米として流通させる米穀については、販売の際に、取組主体が、遵守事項省令第4条第1項第1号及び第2項に基づき加工用米である旨の表示を行う。

2 生産集出荷数量の報告

(1) 認定方針作成者、農業者及び農業者団体は、当年産の作柄等の影響により加工用米生産量が変動した場合には、別添3に定めるところにより、当該生産量の変動に応じて加工用米生産農業者ごとの加工用米出荷契約数量及び販売契約数量を変更する。

(2) 認定方針作成者、農業者及び農業者団体は、(1)により加工用米出荷契約数量及び販売契約数量を変更した場合は変更後の数量を、また、変更しなかった場合は当初の数量を集出荷することとし、当該数量について、加工用米生産出荷数量一覧表（別紙様式第3—14号）に取りまとめ、原則として生産年の12月20

日までに地域農業再生協議会の代表者及び地方農政局長等に提出する。

なお、全国生産出荷団体又は都道府県出荷団体に出荷を行う者にあつては、出荷団体ごとに別葉で取りまとめるものとする。

地方農政局長等への提出に当たっては、地方参事官を経由して行うことができる。

地方農政局長等は、提出された加工用米生産集出荷数量一覧表について、その管轄する地域に係るものを別紙様式第3-15号に取りまとめの上、生産年の翌年の4月15日までに農産局長に報告する。

第8 帳簿の整備及び流通状況の報告

1 全国生産出荷団体

全国生産出荷団体は、加工用米需要者団体等に対する売渡し等に関する台帳を整備するとともに、年度内（4月～3月）の売渡実績について別紙様式第3-16号に取りまとめ、毎年4月30日までに農産局長に報告する。

2 都道府県出荷団体

都道府県出荷団体は、加工用米需要者団体等に対する売渡し等に関する台帳を整備するとともに、年度内（4月～3月）の売渡実績について別紙様式第3-16号に取りまとめ、毎年4月30日までに地方農政局長等に報告する。なお、報告に当たっては、地方参事官を経由して行うことができる。

3 認定方針作成者、農業者、農業者団体、加工用米買取販売事業者、仲介事業者、加工用米需要者団体及び加工用米全国需要者団体

認定方針作成者、農業者、農業者団体、加工用米買取販売事業者、仲介事業者、加工用米需要者団体及び加工用米全国需要者団体は、加工用米の適正流通の観点から、主食用米と加工用米を区分して保管するとともに、加工用米の保管台帳、出荷に関する台帳及び売渡しに関する台帳類を整備し、年度内（4月～3月）の売渡実績について別紙様式第3-16号に取りまとめた上で、毎年4月30日までに、加工用米全国需要者団体については農産局長に、認定方針作成者、農業者、仲介事業者及び加工用米需要者団体については地方農政局長等に、加工用米買取販売事業者のうち農林水産大臣から遵守事項省令第4条第1項第2号ただし書の承認を受けた者については農産局長に、加工用米買取販売事業者のうち地方農政局長から当該承認を受けた者については当該地方農政局長に報告する。なお、地方農政局長等への報告に当たっては、地方参事官を経由して行うことができる。

4 加工用米需要者及び自家加工農業者

（1）加工用米需要者及び自家加工農業者は、原料米の受払台帳及び加工用米使用製品（加工用米を原料として製造された製品をいう。以下同じ。）の出荷台帳等

を整備し、加工用米等の使用状況等を常時明確にしておく。

- (2) 加工用米需要者及び自家加工農業者は、年度内（4月～3月）の加工用米の受払状況並びに加工用米使用製品の製造及び出荷の状況が常時分かる帳簿等を整備するとともに、別紙様式第3-17号に取りまとめ、毎年4月30日までに地方農政局長等に報告する。なお、報告に当たっては、地方参事官を経由して行うことができる。

第9 横流れ防止措置等

1 適正流通に係る誓約書の提出

- (1) 加工用米需要者団体等、加工用米買取販売事業者及び仲介事業者は、加工用米の販売契約の締結又は購入計画書（別紙様式第3-3号）の作成に当たり、加工用米の適正流通に関する誓約書兼用途限定米穀の用途外使用承認申請書（別紙様式第3-18号。以下「加工用米誓約書」という。）を作成し、取組主体を経由して農産局長又は地方農政局長等に提出する。

自家加工農業者は、別紙様式第3-18号による自らの加工用米誓約書を作成し、第5の1の取組計画認定申請書と併せて地方農政局長等に提出する。

なお、地方農政局長等への提出に当たっては、地方参事官を経由して行うことができる。

- (2) 加工用米需要者団体等、加工用米買取販売事業者又は取組主体は、加工用米の流通等に係る業務（とう精等）を委託する場合は、委託契約を締結するに当たり、委託先事業者から加工用米の適正流通に関する誓約書（別紙様式第3-19号）の提出を受け、(1)の加工用米誓約書とともに農産局長又は地方農政局長等に提出する。この場合、地方農政局長等への提出に当たっては、地方参事官を経由して行うことができる。

その際、委託先事業者は、加工用米の受払台帳等を整備し、加工用米の管理状況を常時明確にしておくものとする。

なお、加工用米需要者団体等及び加工用米買取販売事業者にあつては、取組主体を通じて提出するものとする。

2 適正流通に係る指導等

農産局長及び地方農政局長等は、取組計画の認定の際、取組主体、加工用米需要者団体等、加工用米買取販売事業者、仲介事業者及び委託先事業者（以下「加工用米関係者」という。）に対し、本要領の規定及び取組計画に基づく取組を行うとともに、当該米穀が遵守事項省令に基づく用途限定米穀として適正に流通される米穀であることについて、周知・指導を行う。

また、米穀の流通に関する法令又は本要領の規定に違反する行為が行われるおそれがある場合若しくは行われた場合は、農産局長及び地方農政局長等は、加工用

米関係者から必要な報告を求め、また、その報告結果等に基づき、加工用米関係者に対して必要な指導を行うことができるものとする。

別表

品種名	あきいいな、亜細亜のかおり、いわいだわら、笑みたわわ、えみゆたか、オオナリ、きたげんき、北瑞穂、クサホナミ、たちじょうぶ、ふくのこ、ふくひびき、べこあおば、べこごのみ、北陸193号、ホシアオバ、ミズホチカラ、みなちから、モグモグあおば、もちだわら、モミロマン、夢あおば
-----	--

別添 1

加工用米の生産予定面積の算出に用いる地域の合理的な単収

本要領別紙 1 の第 5 の 2 の (3) の地域の合理的な単収は以下により設定するものとする。

1 市町村又は地域農業再生協議会別の単収

- (1) 都道府県協議会の長は、各市町村又は地域農業再生協議会別の客観的な水稻作付面積等を用いて、大臣官房統計部が公表する前年産の都道府県又は地帯別 10a 当たりの 1.70 mm 基準ベース平年収量に整合した市町村又は地域農業再生協議会別の単収を設定し、原則として地域農業再生協議会の長に通知する。
- (2) なお、都道府県協議会の長は、前年産において各市町村又は地域農業再生協議会別の単収を設定している場合は、当該前年産の単収を用いることができることとする。

ただし、この場合において、前年産の単収を設定した後に大臣官房統計部が公表する都道府県別又は地帯別 10a 当たりの 1.70 mm 基準ベース平年収量に変更があった場合は、これを反映するものとする。

2 農業者別の単収

- (1) 地域農業再生協議会の長は、地域農業再生協議会が把握した地域又は農業者別の客観的な水稻作付面積等を用いて、必要に応じて 1 で通知された単収に整合した農業者別の単収を設定し、農業者に通知する。
- (2) なお、地域農業再生協議会の長は、前年産において農業者別の単収を設定している場合は、当該前年産の単収を加工用米の生産予定面積の算出に用いることができることとする。

ただし、この場合において、前年産の単収を設定した後に大臣官房統計部が公表する都道府県別又は地帯別 10a 当たりの 1.70 mm 基準ベース平年収量に変更があった場合は、これを反映するものとする。

3 地方農政局等への協議

都道府県農業再生協議会及び地域農業再生協議会の長は、1 及び 2 の単収を設定又は変更する場合は、その算定方法及び算定に用いる客観的な面積について、地方農政局等と個別に協議するものとする。

別添 2

加工用米出荷契約において定める事項について

1 出荷契約数量及び生産予定面積に関する事項

本要領第 6 の 3 に定める水稻生産実施計画書に記載される出荷契約数量及び生産予定面積とする。

なお、生産予定面積は、本要領別紙 1 の第 5 の 2 の (3) により算出する。

2 品位に関する事項

原則として、本要領別紙 1 の第 2 の 1 の (1) 又は (2) に定める加工用米であって、契約当事者間で決定した品位又は品質を確保することとする。

なお、気象等の影響により、契約当事者間で決定した品位が確保されないことが明らかであるために品位等検査を受検しなかった場合又は契約当事者間で決定した品質が確保されないことが明らかである場合にあっては、加工用米需要者と流通について合意した後、地方農政局長等の承認を得て加工用米として流通できる旨を記載する。

3 売渡し等に関する事項

(1) 認定方針作成者は、加工用米生産農業者から売渡しの委託を受けた加工用米について、取組主体への再委託等ができる旨を記載する。

(2) 加工用米生産農業者からの加工用米の出荷期限について記載する。

(3) 加工用米生産農業者は、品位等検査を受検しない場合にあっては、当該加工用米について本要領別紙 1 第 2 の 1 の (1) に定める適正な品質基準を確保して出荷する旨を記載する。

4 出荷契約数量の変更に関する事項

当年産の作柄等により加工用米出荷契約数量に変更が生ずる場合における、変更後の契約数量に基づき出荷される加工用米の取扱いについて記載する。

5 違約に関する事項

加工用米出荷契約数量を確実に加工用米として出荷する旨記載すること、加工用米出荷契約に反した場合の違約金の支払い等の措置を記載する。

別添 3

加工用米出荷契約数量及び販売契約数量の変更

本要領別紙 1 の第 7 の 2 の (1) の変更は、次により行うものとする。この際、農業者は、あらかじめ、次の 1 又は 2 のいずれかを選択するものとする。

1 区分管理方式による出荷においては、当該ほ場からの全収穫量を変更後の加工用米出荷契約数量及び販売契約数量とする。

2 一括管理方式による出荷においては、以下のいずれかの方法により、出荷必要数量を算出し、これを加工用米出荷契約数量及び販売契約数量の変更後の数量とすることができる。

ただし、(2) 及び (3) の変更にあたっては、認定方針作成者、農業者又は農業者団体が加工用米生産出荷数量一覧表（別紙様式第 3－14 号）に準じた書類を作成し、あらかじめ地方農政局長等と協議するものとする。

(1) 作柄変動が生じた場合の変更

出荷契約数量及び販売契約数量の変更を行おうとする時点における当該地域の農林水産統計の作柄表示地帯の単収を用いて、以下の計算式に基づき算出した数量と、当初の出荷契約数量及び販売契約数量との間の任意の数量とする。

出荷（販売）契約数量×作柄表示地帯の単収／作柄表示地帯の平年単収

ただし、作柄表示地帯の単収が公表されていない場合は都道府県の単収を用いることとする。

(2) 加工用米生産農業者の主食用米も含めた全収穫量が把握できた場合の変更

出荷（販売）契約数量×当該農業者の実単収／当該農業者の当初の単収

(注 1) 当該農業者の実単収＝当該農業者の全収穫量／全作付面積

(注 2) 当該農業者の当初の単収は、別添 1 により当該農業者が地域農業再生協議会から通知を受けた単収

(3) 自然災害等により減収した場合の変更

出荷（販売）契約数量－加工用米生産予定面積／全ての水稻作付面積×減収量

(注) 減収量は、農作物共済の損害高等により、客観的にその減収量が確認された数量であること。

3 変更後の加工用米出荷契約数量及び販売契約数量は、30kg 換算個単位に調整することができることとし、その際に生ずる端数については、切り上げ又は切り捨てにより整理する。ただし、切り捨てにより当該農業者の出荷数量が零となる場合は、切り上げによる端数の整理のみ選択できることとする。

別紙 2

新規需要米について

第1 取組主体

取組主体は、次に掲げる者とする。

- 1 全国生産出荷団体（生産調整方針認定要領第2の1の（1）に定める米穀の生産者の組織する団体又は出荷の事業を行う者の組織する団体を構成員とする全国を活動単位とする団体をいう。以下同じ。）
- 2 都道府県出荷団体（生産調整方針認定要領第2の1の（1）に定める米穀の生産者の組織する団体又は出荷の事業を行う者の組織する団体を構成員とする都道府県を活動単位とする団体をいう。以下同じ。）
- 3 認定方針作成者
- 4 農業者
- 5 農業者団体（農業者が組織する団体で、地方農政局長等が特に認めたものをいう。以下同じ。）

第2 新規需要米の用途

1 用途

新規需要米とは、次に掲げる米穀又は稲をいい、本要領第4の（1）の加工用米、本要領第5の備蓄米及び醸造用玄米（農産物規格規程（平成13年農林水産省告示第244号。以下「規格規程」という。）第1の2に定めるものをいう。以下同じ。）を除くものとする。

- （1） 飼料用
- （2） 米粉用（米以外の穀物代替となるパン・麺等の用途）
- （3） 稲発酵粗飼料用稲（以下「WC S用稲」という。）
- （4） 青刈り稲・わら専用稲（飼料作物として用いられるものに限る。）
- （5） 新市場開拓用（（1）、（2）を除く、内外の米の新市場の開拓を図ると判断される用途に供される米穀。輸出用日本酒の原料に供するものに限り、醸造用玄米を含む。）

2 対象米穀

（1）飼料用

品位等検査（農産物検査法（昭和26年法律第144号）第3条の品位等検査をいう。以下同じ。）において飼料用もみ又は飼料用玄米の合格以上に格付けされた米穀又は品位等検査を受検しない場合において規格規程の第1の1の（3）のハの（ハ）及び第1の2の（3）のハの（ヘ）に準ずる品質（以下「品質基準」という。）であるとして、農産物検査法施行規則（昭和26年農林水産省令第32号）第6条1項及び同条第2項に定めるところに準じて確認された米穀

(2) 米粉用

品位等検査において水稻うるち玄米若しくは水稻もち玄米の3等以上又は水稻うるちもみ若しくは水稻もちもみの合格以上に格付けされた米穀（地方農政局長等がやむを得ない事由があるものとして特に認めた場合に限り、品位等検査の結果が水稻うるち玄米若しくは水稻もち玄米の規格外以上又は水稻うるちもみ若しくは水稻もちもみの規格外以上とすることができる。）又は次の品質基準を満たすことが客観的に確認された米穀

① 1.70mm以上のふるい目幅で調製されたこと

② 水分の含有率が16.0%以下であること

(3) 共同乾燥調製貯蔵施設等において調製されたもみの場合、(1)及び(2)のほか、農産物検査員（農産物検査法第17条第2項第1号に規定する者をいう。）が配置され、当該ばらもみの数量及び品種の確認並びに当該ばらもみから生産される玄米の数量及び相当等級の確認がされた米穀又は農産物検査以外の方法により、玄米の品質基準相当であることの確認がされた米穀

(4) (1)、(2)及び(3)に該当しない米穀で、全国生産出荷団体、都道府県出荷団体、認定方針作成者、農業者又は農業者団体の申請に基づき、地方農政局長等が飼料用米・米粉用米の安定供給を図るために必要と認めた米穀

第3 管理方式等

1 本要領別紙1の第4に準じるものとする。ただし、同2に定める区分管理計画書については、農業者が新規需要米として子実を出荷しない場合には提出を要しない。

2 米粉用向け専用品種は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 国の委託試験等によって米粉用に育成され、パン・麺用向けの加工適性が高いことが確認された別表に掲げる品種

(2) 次の①及び②のいずれにも該当する品種であり、都道府県知事の申請に基づき、地方農政局長等が特に認めるもの

① 都道府県等の農業試験場等の試験データ等により、パン・麺用向けの加工適性が高いことが確認された品種

② 国内において、主に主食用向け以外として生産されており、パン・麺用として需要がある品種

なお、地方農政局長等が特に認めた米粉用品種に係る作付け、流通、需要動向、加工適性の状況等が、①又は②に定める基準に該当しなくなった場合は、必要に応じ、当該品種に係る特認品種の認定の取消しの措置を講ずるものとする。

別表

亜細亜のかおり、あみちゃんまい、越のかおり、笑みたわわ、北瑞穂、こなだもん、ふくのこ、ほしのこ、ミズホチカラ

第4 取組計画の作成、提出及び認定

- 1 第1に掲げる者（以下「取組主体」という。）は、新規需要米取組計画書（別紙様式第4－1号。以下「取組計画」という。）を作成する。

取組主体は、取組計画の作成をする場合、（1）に掲げる書類について、農産局長及び地方農政局長等の求めに応じ提出できるよう適切に整理し、保管する。

取組計画については、（2）に掲げる必要書類を添付の上、当該新規需要米の生産年の6月30日までに、全国生産出荷団体にあっては農産局長に、都道府県出荷団体、認定方針作成者、農業者のうち自ら取組計画を作成する者及び農業者団体（以下「地域流通農業者」という。）にあっては地方農政局長等に提出する。

保管及び添付を行う書類において、電算処理等の理由から本要領に規定する様式を用いることが困難な場合にあっては、内容の改変を伴わない限り、必要に応じ様式を変更して用いることができるものとする。

なお、地方農政局長等への提出に当たっては、地方参事官を経由して行うことができる。（更に、地域流通農業者の利便性に資する場合で、かつ、地域農業再生協議会に既にその体制が整備されている場合に限り、地域農業再生協議会の合意を条件に、地域農業再生協議会から地方参事官を経由することができるものとする。）。

（1）取組主体が保管する書類

ア 新規需要米の需要者（輸出代行業者が輸出を仲介する場合にあっては、当該輸出代行業者。以下「需要者等」という。）との間で締結した様式参考例に定める新規需要米の販売等に関する契約書（取組主体と需要者等の取引について、仲介事業者が販売（販売を委託する場合を除く。）に介在する場合にあっては、当該仲介事業者も含めた販売契約書。以下「販売契約書」という。）

イ 買取販売要領第2の規定に基づき提出した販売承認申請書（買取販売要領別記様式第1号）及び用途限定米穀の販売に関する誓約書（買取販売要領別記様式第2号）並びに買取販売要領第4の規定により通知を受けた承認通知書（買取販売要領別記様式第3号。遵守事項省令第4条第1項第2号ただし書の承認を受けて販売を行う場合に限る。）

ウ 自ら生産又は集荷した新規需要米を、自ら利用又は販売する地域流通農業者（以下「自家利用農業者」という。）にあっては加工用米（新規需要米）自家加工販売計画書（別紙様式第3－4号）

(2) 取組計画に添付する書類

ア 別紙様式第4-5号の1により取組主体が作成した適正出荷に関する誓約書及び別紙様式第4-5号の2により需要者等が作成した適正流通に関する誓約書（以下「新規需要米誓約書」という。）

イ 新規需要米団体間集荷計画書（別紙様式第4-8号）

（取組計画の認定を受けようとする者が全国生産出荷団体又は都道府県出荷団体の場合に限る。）

ウ 取組主体が取組計画の申請時まで需要者等との販売契約書を締結できない場合は、①その理由、②予定需要者名及び住所、③販売予定期間を記載した様式参考例に定める販売計画書（販売前に需要者等が作成した誓約書を必ず提出すること。）

エ 上記のほか、農産局長又は地方農政局長等が特に必要と認める資料

2 農産局長又は地方農政局長等は、第4の1により提出があった取組計画について、以下の確認基準に照らし、その内容を審査した上で、適切と判断した場合は別紙様式第4-9号の1により、不適切と判断した場合は別紙様式第4-9号の2により提出者に通知する。

ただし、9月15日までにその申請につき、不認定に係る通知がなかったときは、同日においてその認定があったものとみなす。

(1) 当該生産予定数量及び生産予定面積が需要に即したものとなっていること。

なお、生産予定面積は、本要領別紙1の第5の2の(3)により算出する。

(2) 第2の1の(2)の用途の米穀を生産する場合にあっては、取組計画における当該米穀の生産予定数量が、需要者等の使用実績等から見て、妥当と考えられること。

(3) 計画された当該用途に確実に流通され、かつ、使用されることが確実に認められること。

(4) 当該取組が主食用米の需給に影響を及ぼさないものであること。

(5) 取組計画に参加する取組主体、需要者等及び仲介事業者が、本要領に基づき前年産までの報告書等を適切に提出していること。

(6) 原則として、取組計画に参加する農業者、需要者等及び仲介事業者が、生産年の6月30日からさかのぼって1年間に、米穀の流通に関する法令及び本要領に違反した行為が確認されていないこと。

(7) 前年産において、水田活用の直接支払交付金の対象作物について実施要綱Ⅳの第2の9に規定する「適切な生産の徹底等」を遵守していないことが確認された場合、それが別紙3の第1の1から4までのいずれにも該当しないこと。

3 認定方針作成者及び農業者団体にあっては、新規需要米を生産する農業者との間で、別添1に定める事項を内容とする新規需要米の出荷に関する契約（以下「新

規需要米出荷契約」という。)を生産年の6月30日までに締結し、当該新規需要米出荷契約を締結した農業者(以下「出荷契約農業者」という。)の氏名、住所、新規需要米出荷契約数量及び生産予定面積を新規需要米出荷契約数量等農業者別一覧表(別紙様式第4-2号)に取りまとめ、生産年の7月10日までに、地域農業再生協議会の代表者及び地方農政局長等に提出する。

なお、全国生産出荷団体又は都道府県出荷団体に出荷を行う者にあつては、出荷団体ごとに別葉で取りまとめるものとする。

地方農政局長等への提出に当たっては、地方参事官を経由して行うことができる。(地域流通農業者の利便性に資する場合で、かつ、地域農業再生協議会に既にその体制が整備されている場合に限り、地域農業再生協議会の合意を条件に、地域農業再生協議会から地方参事官を経由することができるものとする。)

- 4 地方農政局長等が、2の規定により認定を行った場合は、当該認定結果を取りまとめ、生産年の9月15日までに、別紙様式第4-10号により該当する地域農業再生協議会の代表者に通知するとともに、別紙様式第4-11号により農産局長に報告する。

また、農産局長が、2の規定により認定を行った場合は、当該認定結果を速やかに地方農政局長等に通知するとともに、当該通知を受けた地方農政局長等にあつては、速やかに地域農業再生協議会の代表者にこれを通知する。

- 5 取組計画の認定後、需要者等における新規需要米の在庫の増大による過大な経営負担の発生、倒産、休廃業等により、当該需要者等に販売することができない場合や当該需要者等が新規需要米を所有することができないなど真にやむを得ない事由が生じたことにより、新たな需要者等に販売する場合の取組計画の変更手続及び主食用米の不作など需給動向等を踏まえて農産局長が必要と判断した場合の認定取組計画の変更又は認定の取消しの申請については、別紙1の第5の4に準じて行うものとする。

なお、別紙2の第2の1の(5)の用途のうち輸出に供する米穀については、緊急を要する場合や事前に販売契約の状況が分かる書類の提出が困難な場合等、事前の承認が得られないときは、事後の承認を得るものとする。

- 6 取組計画の認定を受けた取組主体(自家利用農業者を除く。)は、別紙2の第5の2の(1)により販売契約数量の変更があつた場合には、第2の1の(3)及び(4)の用途を除き、変更後の販売契約数量を別紙様式第4-12号に取りまとめ、原則として生産年の翌年の2月15日までに全国生産出荷団体にあつては農産局長に、地域流通農業者にあつては地方農政局長等に報告する。

なお、地方農政局長等への報告に当たっては、地方参事官を経由して行うことが

できる。

第5 飼料用米・米粉用米の売渡し等

1 飼料用米・米粉用米の品位等検査等

(1) 飼料用米・米粉用米生産農業者は、品位等検査又は品質基準の確認を以下のとおり行うこととする。

① 品位等検査を受検する場合

原則として生産年の12月15日までにを行う（ふるい下米等、3等以上に格付けされないことが明らかである場合を除く。）。

② 品位等検査を受検しない場合

ア 原則として生産年の12月15日までに、品質基準を確保したことが確認できる需要者への販売伝票の写し、又は品質基準を確保した上で販売することが確認できる契約書の写し等を地方農政局等に提出する。なお、契約書の写し等を提出する場合は、生産年の翌年の10月末までに、販売したことが確認できる販売伝票の写し等を提出する。

イ 販売伝票等に記載された品質基準を確保したことが確認できる記録簿等を作成・保管する。地方農政局長等は、保管された記録簿等について必要に応じて提出等を求めることができるとともに、立会いによる品質基準が適正に確保されているかの確認等を行うことができる。

(2) 飼料用米・米粉用米生産農業者は、(1)によることのほか、共同乾燥調製貯蔵施設等において調製される米穀については、品位等検査又は品質基準の確認を以下のとおり行うこととする。

① 品位等検査を受検する場合

原則として生産年の12月15日までに品位等検査又は第2の2の(3)の確認を受けるものとし、当該確認を受けた場合にあっては、生産年の翌年の10月末日までに品位等検査を受ける。

② 品位等検査を受検しない場合

ア 原則として生産年の12月15日までに、品質基準を確保したことが確認できる需要者への販売伝票の写し、又は品質基準を確保した上で販売することが確認できる契約書の写し等を地方農政局等に提出する。なお、契約書の写し等を提出する場合は、生産年の翌年の10月末までに、販売したことが確認できる販売伝票の写し等を提出する。

イ 原則として生産年の12月15日までに第2の2の(3)の確認を受けるものとし、当該確認を受けた場合にあっては、生産年の翌年の10月末までに、販売したことが確認できる販売伝票の写し等を提出する。

ウ 販売伝票等に記載された品質基準を確保したことが確認できる記録簿等を作成・保管する。地方農政局長等は、保管された記録簿等について必要に

応じて提出等を求めることができるとともに、立会いによる品質基準が適正に確保されているかの確認等を行うことができる。

- (3) 飼料用米・米粉用米として流通させる米穀については、販売の際に、取組主体が、遵守事項省令第4条第1項第1号及び第2項に基づき飼料用米・米粉用米である旨の表示を行う。

2 生産集出荷数量報告

- (1) 認定方針作成者、農業者及び農業者団体は、当年産の作柄等の影響により新規需要米生産量の変動した場合には、別紙1の別添3に準じ、当該生産量の変動に応じて新規需要米出荷契約数量又は販売契約数量を変更する。
- (2) 認定方針作成者、農業者又は農業者団体は、(1)により新規需要米出荷契約数量及び販売契約数量を変更した場合は変更後の数量を、また、変更しなかった場合は当初の数量を集出荷することとし、当該数量について台帳を整備するとともに、新規需要米生産集出荷数量一覧表（別紙様式第4—13号）に取りまとめ、原則として生産年の12月20日までに地域農業再生協議会の代表者及び地方農政局長等に提出する。

なお、全国生産出荷団体又は都道府県出荷団体に出荷を行う者にあつては、出荷団体ごとに別葉で取りまとめるものとする。

地方農政局長等への提出に当たっては、地方参事官を経由して行うことができる。

地方農政局長等は、提出された新規需要米生産集出荷数量一覧表について、その管轄する地域のものを別紙様式第4—14号に取りまとめ、生産年の翌年の4月15日までに農産局長に報告する。

第6 適正流通等に係る措置等

1 適正流通に係る措置

- (1) 取組主体は、新規需要米が主食用として流通することのないよう、主食用米と明確に区分して管理するとともに、主食用米等から低品位の米穀を寄せ集めて新規需要米として出荷しない。
- (2) 取組主体及び需要者等は、新規需要米及びこれらの加工品の販売状況、使用状況及び取引数量に関する帳簿等を備え付ける。
- (3) 取組主体及び需要者等は、新規需要米の販売契約書において、取組計画に記載した用途以外に使用又は売却した場合の違約金条項を規定する。
- (4) 取組主体及び実需者等は、新規需要米の流通等に係る業務等（とう精等）に係る委託契約を締結する場合は、委託先業者から新規需要米の適正流通に関する誓約書（別紙様式第4—6号）の提出を受け、農産局長又は地方農政局長等に提出する。この場合、地方農政局長等への提出に当たっては、地方参事官を経由して

行うことができる。

- (5) 委託先事業者は、新規需要米の受払台帳等を整備し、新規需要米の管理状況を常時明確にしておくものとする。
- (6) 地域農業再生協議会の長は、必要に応じ、WCS用稲の栽培マニュアル等を作成し、WCS用稲に取り組む農業者に適切な肥培管理等を指導する。

2 適正流通に係る指導

農産局長及び地方農政局長等は、取組計画の認定の際、取組主体、需要者等、仲介事業者、新規需要米買取販売事業者（買取販売要領第2に規定する買取販売事業者のうち、新規需要米を需要者等に販売しようとする事業者をいう。以下同じ。）及び委託先事業者（以下「新規需要米関係者」という。）に対し、当該米穀が遵守事項省令に基づく用途限定米穀として適正に流通される米穀であることについて、周知・指導を行う。

また、米穀の流通に関する法令又は本要領の規定に違反する行為が行われるおそれがある場合若しくは行われた場合は、農産局長及び地方農政局長等は、新規需要米関係者から必要な報告を求め、また、その報告結果等に基づき、新規需要米関係者に対して必要な指導を行うことができるものとする。

3 取組実績の報告

(1) 売渡実績数量報告

取組主体、新規需要米買取販売事業者、仲介事業者及び需要者の組織する団体であって、その構成員のために米穀の共同購入事業を行う者は、売り渡した新規需要米（第2の1の(3)及び(4)の用途を除く。）の数量について台帳を整備するとともに、年度内（4月～3月）の売渡実績について別紙様式第4-15号に取りまとめ、毎年4月30日までに、取組主体のうち全国生産出荷団体にあっては農産局長に、地域流通農業者にあっては地方農政局長等に、新規需要米買取販売事業者のうち、農林水産大臣から遵守事項省令第4条第1項第2号ただし書の承認を受けた者にあっては農産局長に、新規需要米買取販売事業者のうち、地方農政局長から当該承認を受けた者にあっては当該地方農政局長に報告する。なお、地方農政局長等への報告に当たっては、地方参事官を経由して行うことができる。

(2) 受払状況報告

自家利用農業者及び需要者等（需要者の組織する団体を除く。）は、新規需要米の受払状況及び新規需要米使用製品（新規需要米を原料として製造された製品をいう。）を製造している場合はその製造及び出荷の状況が常時分かる帳簿等を備え付けるとともに、年度内（4月～3月）の売払状況について別紙様式第4-16号に取りまとめ、毎年4月30日までに所在地を管轄する地方農政局長等に

報告（第２の１の（３）及び（４）の用途を除く。）する。なお、報告に当たっては、地方参事官を経由して行うことができる。

別添 1

新規需要米出荷契約において定める事項について

1 出荷契約数量及び生産予定面積に関する事項

本要領第 6 の 3 に定める水稻生産実施計画書に記載される出荷契約数量及び生産予定面積とする。

なお、生産予定面積は、本要領別紙 1 の第 5 の 2 の (3) により算出する。

2 品位に関する事項

原則として、本要領別紙 2 の第 2 の 2 の (1)、(2) 及び (3) に定める米穀であって、契約当事者間で決定した品位又は品質を確保すること（ただし、米粉用米については、地方農政局長等が特に認めた場合に限り、品位等検査の結果が水稻うるち玄米若しくは水稻もち玄米の規格外以上、又は水稻うるちもみ若しくは水稻もちもみの規格外以上とすることができる。以下「適合品位」という。）とする。

なお、気象等の影響により、契約当事者間で決定した品位が確保されないことが明らかであるために品位等検査を受検しなかった場合又は契約当事者間で決定した品質が確保されないことが明らかである又は適合品位が確保されない場合にあっては、新規需要米需要者と流通について合意して流通できる旨を記載する。

3 売渡し等に関する事項

(1) 認定方針作成者は、新規需要米生産農業者から売渡しの委託を受けた新規需要米について、取組主体への再委託等ができる旨を記載する。

(2) 新規需要米生産農業者からの新規需要米の出荷期限について記載する。

(3) 飼料用米・米粉用米生産農業者は、品位等検査を受検しない場合にあっては、当該米穀について、本要領別紙 2 第 2 の 2 の (1) 及び (2) に定める品質基準を確保して出荷する旨を記載する。

4 出荷契約数量の変更に関する事項

当年産の作柄等により新規需要米出荷契約数量に変更が生ずる場合における、変更後の契約数量に基づき出荷される新規需要米の取扱いについて記載する。

5 違約に関する事項

新規需要米出荷契約数量を確実に新規需要米として出荷する旨及び新規需要米出荷契約に反した場合の違約金の支払い等の措置を記載する。

6 適正流通に関する事項

- (1) 定められた用途以外の用途として流通することがないよう、明確に区分し、出荷すること。
- (2) 子実を収穫しない稲発酵粗飼料（WCS）、青刈り稲及びわら専用稲に取り組む場合、圃場を特定して作付け、その全量を定められた用途として収穫し、子実を収穫しないこと。
また、収穫した後は適切な管理を行うとともに、その全量を確実に需要者に供給すること。
- (3) 認定された取組計画の用途と異なる用途の米からふるい下等の低品位の米穀を寄せ集め、新規需要米として出荷しないこと。
- (4) 他のは場から生産された米を混ぜて飼料用米・米粉用米として出荷しないこと。

別紙 3

加工用米等の不適正な流通に対する措置等について

第1 不適正な流通等の判断等

農産局長又は地方農政局長等は、別紙1の第9の2の加工用米関係者及び別紙2の第6の2の新規需要米関係者（以下「加工用米等関係者」という。）が、本要領第4に定める加工用米及び新規需要米（以下「加工用米等」という。）について、別紙1及び別紙2の規定に反する行為をした場合又は米穀の流通、使用等に関し、米穀の流通に関する法令の規定に違反する行為をした場合であって、それが以下のいずれかに該当する場合には、第2による措置を講ずる。なお、当該措置の対象となった加工用米等関係者に加工用米等の出荷・販売・買入に関する手続の委任を行った加工用米等関係者が存する場合は、当該委任を行った加工用米等関係者に第2による措置を講ずることができる。

- 1 常習性があると判断される場合
- 2 故意又は重過失であると判断される場合
- 3 違反した者が改善策を講じる意思がないと判断される場合
- 4 その他悪質と判断される場合

第2 不適正な流通等があった場合の措置

第1により措置の対象となった加工用米等関係者（以下「措置対象者」という。）が、全国生産出荷団体又は全国需要者団体にあっては農産局長、それ以外の者にあっては地方農政局長等が以下の措置を講ずる。

なお、その他生産調整方針の認定の取消し、経営所得安定対策等（経営安定対策要綱Ⅰに定める経営所得安定対策等をいう。）に係る交付金の返還、政府所有米穀の買受資格の停止又は取消し、国内産米穀の買入に係る一般競争契約参加資格の停止及び国内産米穀の買入契約に基づく契約解除又は違約に係る措置については、それぞれの法令、通知又は契約に基づいて必要な措置等が講じられることとなる。

- 1 措置対象者が、加工用米及び新規需要米の取組主体（取組主体以外の場合にあっては、当該取組主体と出荷契約を締結している都道府県出荷団体、認定方針作成者又は農業者を含む。）の場合は、
 - （1）加工用米及び新規需要米の当該事案に係る取組計画のうち、不適正な流通等が行われたものについて認定を取り消す
 - （2）当該措置対象者の未出荷分（自ら加工又は使用する場合は未使用分）について、取組計画に基づいた適正な流通を指導することとする。

- 2 措置対象者が1以外の場合は、
 - (1) 当該事案に係る取組計画のほか、当該措置対象者に係る加工用米及び新規需要米の全ての取組計画（当該措置対象者が所有している又は既に適正に使用したものを除く。）について取り消す
 - (2) 当該措置対象者が所有する加工用米及び新規需要米について、取組計画に基づき使用等を行うよう指導することとする。
- 3 当該事案に係る1又は2の措置が講じられた最初の日から、当該日から1年を超えない範囲で定める日までの間、当該措置対象者について、加工用米及び新規需要米の契約当事者となること又は使用等を行うこととなる取組計画を認めないこととする。
- 4 当該措置対象者の名称及び違反事実を公表する。ただし、当該事案（軽微なものを除く。）に関し、他の法令等に基づき名称及び違反事実が既に公表されている場合は、この限りでない。

農林水産省農産局長
都道府県農業再生協議会の代表者 殿

年 月 日

地方農政局長

〇年産米等の作付計画等の報告(〇年〇月末時点)

1 都道府県の生産動向(見込み) 県支局
(1) 水稻の用途別作付予定面積 単位: ha

	全水稻 ①	加工用米 ②	新規需要米(※1)							備蓄米 ④	主食用米 ⑤= ①-②-③-④
			③	米粉用米	飼料用米	WCS	飼料作物	新市場開拓用	(その他)		
前年産A (ha)											
当年産B (ha)											
差 (B-A) (ha)											

(注) 当該年産最終の報告に当たっては、全水稻及び主食用米は統計公表の当該年産の作付面積と、また、加工用米及び新規需要米は当該年産の認定面積と一致すること。
※ 新規需要米の「(その他)」は、平成29年産に実施した新規需要米のうち、酒造用、青刈り稲・わら専用稲等(飼料作物除く)の面積を記入する。

(2) 水稻の用途別生産予定数量 単位: トン
(加工用米、新規需要米及び備蓄米は作付予定面積に各地域で設定した単収を、主食用米は各都道府県の平年収量を乗じて算出)

	全水稻 (※1) ①	加工用米 (※2) ②	新規需要米(※2)							備蓄米 (※2) ④	主食用米 (※3)⑤
			③	米粉用米	飼料用米	WCS(※1)	飼料作物	新市場開拓用	(その他)		
前年産A (トン)											
当年産B (トン)											
差 (B-A) (トン)											

※1 前年産全水稻は作付面積に当該県の前年産平年単収を乗じて算出すること。(そのため、WCSを玄米換算した数量が含まれる。)
※2 前年産の加工用米、新規需要米及び備蓄米については認定(契約)数量を記入すること。(公表値)
※3 前年産主食用米生産量は実績値を記入すること。そのため、面積で深掘っていても数量で過剰となっている場合がある。
※4 当年産は、地域別の推計面積に地域別の当年産基準単収を乗じて算出したものを合計して記入すること。

(3) 戦略作物等の作付予定面積 単位: ha

	戦略作物等										
	麦 ⑧		大豆 ⑨		飼料作物 (新規需要米除く) ⑩		そば ⑪		なたね ⑫		地力増進作物 ⑬
	基幹	二毛作	基幹	二毛作	基幹	二毛作	基幹	二毛作	基幹	二毛作	基幹
前年産A (ha)											
当年産B (ha)											
差 (B-A) (ha)											
	高収益作物				畑地化		計 (⑧~⑬)				
	野菜⑭	花き・花木⑮	果樹⑯	その他⑰							
	基幹	基幹	基幹	基幹	高収益作物	その他作物	基幹のみ				
前年産A (ha)											
当年産B (ha)											
差 (B-A) (ha)											

2 関係機関の動きを踏まえた品目・用途毎の作付動向

(主食用米)

(飼料用米)

(その他の新規需要米)

(加工用米)

(備蓄米)

(戦略作物等)

(その他特記事項)

※必要に応じ報告事項を追加することができるものとする。

3 地域別の当年産の生産動向

[illegible]

(注1) ①及び②については、常備計画事業等の積上げ等による推計値であるため、8月末時点の報告は計①及び統計公表の都道府県別の値と異なる場合がある。

(注2) ③ 営農計画書の提出がされていない理由として面積が年間でできない③3月末時点の報告までは、「増加」、「前年並み」、「減少」の表で報告することができ、

〔 地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長 〕 殿

農業者名
住 所
電 話
(E-mail)

区分管理計画書

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙1の第4の2に基づき、下記のとおり提出します。

なお、出荷の際は、2に掲げるほ場からの全収穫量を出荷するとともに、他のほ場から生産された米を混入して加工用米（または新規需要米）として出荷しないことを誓約します。

記

1 区分管理の種類と具体的な内容

☐	(1) 多収品種または米粉専用品種を作付ける。(品種名：)
☐	(2) 多収品種または米粉専用品種以外の品種であって主食用米として出荷する品種と異なる品種を作付ける。(品種名：)
☐	(3) 主食用米として出荷する品種と同一の品種を作付け、生産段階で主食用米の生産と差異をつける。
☐	(ア) 多収に向けた技術や生産資材を用いる。
☐	(イ) -① 省力化栽培(②以外)を行う。(具体的内容：)
☐	(イ) -② 生産性ないし収量が低いほ場で取り組む。
☐	(ウ) その他 (具体的内容)

※該当する項目にチェックを付すこと。

2 区分管理を行うほ場の所在・地番と面積

所在・地番	面積 (㎡)

年 月 日

農林水産省農産局長
地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

取組主体
住 所
氏 名
電 話
(E-mail)

○年産加工用米の取組計画認定申請書

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)別紙1の第5の1の規定に基づき、加工用米取組計画を下記のとおり申請します。

記

1 取組計画

(1) 生産計画

種 類 ※1	品 種 ※2	数 量 (玄米kg)	単 収	面積 (㎡)	出荷方式 ※3
計					

- ※1：うるち米・もち米別を記載（以下同じ。）
- ※2：多収品種又は米粉専用品種で取り組む場合は具体的な品種名を記入し、その他の品種で取り組む場合は品種名又は「その他」と記入すること。
- ※3：区分管理方式による出荷の場合は「区分」と、一括管理方式による出荷の場合は「一括」と記入すること。
- (注) 全国生産出荷団体、都道府県生産出荷団体及び認定方針作成者が申請する場合は、品種欄、単収欄及び出荷方式欄は省略できる。

(2) 販売計画

種 類	契約内容					
	契約相手方 ※1	使途 ※2	品位 ※3	引渡時の 態様 ※4	数量 (玄米kg)	販売価格 (円/kg)

- ※1：契約者である実需者及び仲介業者ごとに名称及びそれぞれの所在地の都道府県を記載すること。
また、買取販売事業者には販売する場合は当該買取販売事業者名を記入すること。
例：○○株式会社（実需者）【○○県】、△△株式会社（仲介業者）【○○県】、□□株式会社（買取事業者）【○○県】
- ※2：清酒用、焼酎、加工米飯、味噌等調味料、米穀粉、米菓、包装もち、その他別を記載。
- ※3：水稻うるち玄米3等以上等、契約書の内容に応じて簡潔に記載。
- ※4：丸玄米・精米・変形加工等を記載。
- ※5：取組主体のうち、全国生産出荷団体、都道府県生産出荷団体、認定方針作成者及び農業者団体は販売価格を記入するものとする。

2 横流れ防止のためにとるべき措置等

(1) 横流れ防止の処理方法

(とう精・破碎のほか、具体的な処理方法を記載)

(2) 横流れ防止の処理を行う者

(生産者側・需要者側・その他の実施者の名称及び住所、電話番号を記載)

(3) ふるい下米や規格外等の低品位米が生じた際の用途、販売先等

(取組主体等で低品位米が生じた場合)

(需要者等で低品位米が生じた場合)

(注) 発生が想定される場合は原則記載すること。

3 受検予定の農産物検査機関の住所及び名称

(注) 受検予定の農産物検査機関の住所及び名称を記載。(全国生産出荷団体及び都道府県生産出荷団体が申請する場合は省略できる。)

(別添資料等)

- 1 加工用米需要者団体等の原料米の仕入状況等(別紙様式第3-6号)
- 2 全国生産出荷団体又は都道府県生産出荷団体が取組主体となる場合にあっては加工用米団体間集荷計画書(別紙様式第3-7号)
- 3 加工用米需要者団体等が作成した適正流通に関する誓約書(兼用途外使用申請書)(別紙様式第3-18号)
- 4 農産局長又は地方農政局長等が特に必要と認める資料

(注1) 電算処理等の理由から上記様式を用いることが困難な場合にあっては、内容の改変を伴わない限り、必要に応じ様式を変更することができるものとする。

(注2) 以下に掲げる販売契約等の状況が分かるいずれかの書類について、農産局長及び地方農政局長等の求めに応じ提出できるよう適切に整理し、保管する。

- ①販売契約書
- ②加工用米需要者団体等別の購入計画書(別紙様式第3-3号)
- ③買取販売事業者の販売を行う場合にあっては買取販売要領第2の規定に基づき提出した販売承認申請書(別記様式第1号)及び用途限定米穀に関する誓約書(別記様式第2号)並びに買取販売要領第4の規定に基づき受領した承認通知書(別記様式第3号)
- ④自家加工農業者にあつては加工用米自家加工販売計画書(別紙様式第3-4号)

番 号
年 月 日

殿

農林水産省農産局長
地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

加工用米認定通知書

年 月 日付けで申請のあった、○年産加工用米の取組計画について、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)別紙1の第5の2の規定に基づき、認定することとしたので、加工用米適正流通の確保を図るため、定められた用途以外の用途として流通することのないよう、主食用米等の他の用途の米穀と明確に区分・管理の上、出荷するよう適切な取組をお願いします。

【添付書類】

適正流通に関する啓発資料

殿

農林水産省農産局長
地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

加工用米不認定通知書

年 月 日付けで申請のあった、○年産加工用米の取組計画について、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)別紙1の第5の2の規定に基づく審査の結果、不認定としたことをお知らせします。

(不認定とした理由)

年 月 日

殿

加工用米需要者団体等
住 所
氏 名

○年産加工用米購入計画書

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)別紙1の第5の1の規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

1 購入計画(見込)

種 類	態 様	使 途	数 量 (玄米kg)	態様別数量(実kg)
計				

(注1):種類はうるち米・もち米別、態様は丸玄米・精米・変形加工等を記載すること。

(注2):態様が丸玄米以外の場合は、購入を希望する態様別の数量を記載すること。

(注3):使途は、清酒用、焼酎、加工米飯、味噌等調味料、米穀粉、米菓、包装もち、その他別を記載。

(注4):構成員を有する加工用米需要者団体の場合、「1 購入計画(見込)」に準じて組合員別の内訳を添付すること。

(注5):購入計画数量は、他の取組計画との購入計画と重複させないこと。

(注6):加工用米販売契約書の写しを提出する場合は、本購入計画書の提出は要しない。

2 購入希望時期

年 月 日

○年産加工用米(新規需要米)自家加工販売計画書

自家加工農業者
住 所
氏 名

1 製品の加工販売計画

製 品	製品の年間販売 計画数量 (kg、 リットル 等)	原料米穀の 使用数量 (kg)	うち、自ら生産 する加工用米数量 (kg)
合 計			

(注1)製品の年間販売計画数量欄には、製品の内容量の単位(例:kg、リットル等)を記載。

(注2)原料米穀の使用数量は、他者から購入して使用する場合等の数量も含める。

(注3)自家加工の取組として複数年の計画で取り組む場合は、各年毎に3年分を記載。

2 製品の販売形態

(自社店頭販売、直売所、インターネット等注文販売等)

3 製品の主な販売先

(一般消費者、卸・小売店、スーパー等)

(添付書類)前年度製品販売実績が確認できる資料

○年産加工用米需要者団体等の原料米の仕入状況等

- 1 加工用米需要者団体等名：
- 2 使途名：(該当する主な使途に○を付すこと。)
- (清酒用 焼酎 加工米飯 味噌等調味料 米穀粉 米菓 包装もち その他)
- 3 当年産の加工用米の仕入先が複数の場合の仕入先：(該当するもの全てに○を付すこと)
- (加工用米全国需要者団体 加工用米需要者団体 その他)
- 4 原料の仕入状況等

年 度	種 類	年 産	原料の使用実績及び仕入状況(4月～3月)					③を除く計
			主食用米	加工用米	玄米kg	くず米	外国産(MA米)	その他
			①	②	③	④	⑤	⑥
前年度 使用実績 (注1)	うるち米							
	もち米							
○年度 仕入計画 (注2) (注3)	うるち米	前年産以前計						
		当年産仕入計画						
		取組主体より						
	もち米	他者より						
		合 計						
		前年産以前計						
		当年産仕入計画						
		取組主体より						
		他者より						
		合 計						

(注1) 前年度使用実績は、年産別の記入は省略し、前年度における前年産以前の米の使用実績の合計を記入することができる。

(注2) 当年産の加工用米において、複数年産の原料を使用又は仕入予定の場合、前年産以前の合計を「前年産以前計」の欄へ、当年産を「当年産仕入計画」の欄に区分の上、記入すること。

(注3) 当年産の加工用米の仕入先が複数の場合、当該取組計画の取組主体分は「当年産仕入計画」の「取組主体」の欄へ、それ以外は「他者より」欄に記入すること。

加工用米団体間集荷計画書

全国生産出荷団体
都道府県生産出荷団体
住 所
氏 名

単位：m²、kg（玄米換算）

都道府県	認定方針作成者名 (※1)	種類 (※2)	生産予定数量	単収 (※3)	生産予定面積 (※4)
計 (※5)					

※1 全国生産出荷団体又は都道府県生産出荷団体と出荷契約を行った認定方針作成者別に記入すること。

※2 うるち米又はもち米のいずれかを記入すること。

※3 本要領別紙1の第5の2の(3)により設定した単収を記入すること。

※4 生産予定面積は、生産予定数量を単収(※3)で除したものと整合していること。

※5 県ごとに、種類別の小計欄を設けること。

番 号
年 月 日

地域農業再生協議会の代表者 殿

地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

○年産加工用米取組計画認定結果通知書

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)別紙1の第5の3の規定に基づき、別添のとおり通知します。

【添付資料】

取組計画の写し等、農業者等の取組内容(農業者毎の生産予定面積、数量等)が分かる書類

農林水産省農産局長 殿

〔 地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長 〕

○年産加工用米取組計画認定結果報告書

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙1の第5の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

1 認定面積

都道府県	地域流通農業者分			全国生産出荷団体分						合 計									
				全農系統			全集運系統						計						
				うるち	もち	計	うるち	もち	計				うるち	もち	計				
	うるち	もち	計																
合 計																			

単位:m

単位:㎡

2 認定数量

都道府県	地域流通農業者分			全国生産出荷団体分(※)									合 計						
				全農系統			全集運系統												
							うるち	もち	計	うるち	もち	計				うるち	もち	計	
	うるち	もち	計																
合 計																			

単位:kg

※ 全国生産出荷団体分は、各取組農業者の生産予定数量を積み上げて算出すること。（よって、本省が認定した数量と異なる場合がある。）

(1)うち

(2)もち

4 出荷方式別面積、取組農業者数等(地域流通農業者分及び全国生産出荷団体分)

(注)電算処理等の理由から上記様式を用いることが困難な場合にあっては、内容の改変を伴わない限り、必要に応じ様式を変更することができるものとする。

年 月 日

農林水産省農産局長
〔 地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長 〕 殿

取組主体
住所
氏名
電話

○年産加工用米の取組計画変更承認申請書

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)別紙1の第5の4の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 取組計画を変更する理由

※ 当初計画どおり販売できない事由を具体的に記入するとともに、これを裏付ける資料を添付すること。

2 取組計画の変更点

	加工用米需要者団体等名	種類	数量(玄米kg)	使途	態様
変更前					
変更後					

※ 上記以外の変更点があれば別紙として添付すること。

【添付書類】

- ・ 新たな加工用米需要者団体等の購入計画書(別紙様式第3-3号)
- ・ 新たな加工用米需要者団体等の原料用米の仕入状況等(別紙様式第3-6号)
- ・ 農産局長又は地方農政局長等が特に必要と認める資料

上記の加工用米取組計画の変更について、承認します。

承認年月日 年 月 日

農林水産省農産局長
〔 地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長 〕

年 月 日

農林水産省農産局長

（ 地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長 ）

殿

加工用米需要者団体等又は仲介事業者
住所
氏名
電話

加工用米の販売先変更承認申請書

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)別紙1の第5の4の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 新たな加工用米需要者団体等へ販売を行う理由

--

※ 当初計画どおり販売できない事由を具体的に記入するとともに、これを裏付ける資料を添付すること。

2 新たな加工用米需要者団体等へ販売を行う数量

新たな加工用米需要者団体等名					
年産		種類		使途	
当初の加工用米需要者団体等の購入実績数量		①		(玄米kg)	
当初の加工用米需要者団体等の使用予定数量		②		(玄米kg)	
新たな加工用米需要者団体等への販売予定数量		(①-②) ③		(玄米kg)	

3 取組計画の取組主体における承認の有無 (有 ・ 無)

【添付書類】

- ・ 新たな加工用米需要者団体等の購入計画書(別紙様式第3-3号)
- ・ 新たな加工用米需要者団体等の原料用米の仕入状況等(別紙様式第3-6号)
- ・ 農産局長又は地方農政局長等が特に必要と認める資料

上記の加工用米の販売先の変更について、承認します。

承認年月日 年 月 日

農林水産省農産局長

（ 地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長 ）

地域農業再生協議会の代表者
〔 地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長 〕 殿

認定方針作成者及び農業者団体
住所
氏名
電話

○年産加工用米出荷契約等数量農業者別一覧表

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 生産第 3578 号農林水産省生産局長通知）別紙 1 の第 6 の 1 の規定に基づき、加工用米出荷契約数量、生産予定面積等を、下記のとおりお知らせします。

記

（地域農業再生協議会名： ）
（出荷団体名： ）

取組 番号	農業者名等		種類	品種	多収	加工用米出荷契約等の内容			
	住 所	氏名又は名称				出荷契約 数量等 （玄米）	単収 （kg/10a）	生産予 定面積 （㎡）	出荷 方式
※1		※2	※3	※4	※5	※6	※7	※8	
計	—	—	—	—					—

- （※1）通し番号を付すこと。なお、同一農業者が、複数の種類、品種の加工用米に取り組む場合は、それぞれ別の行に分けて（別の通し番号を付して）記入すること。
- （※2）経営所得安定対策等における「交付申請者管理コード」を記入すること。
- （※3）うるち米又はもち米のいずれかを記入すること。
- （※4）多収品種で取り組む場合は具体的な品種名を記入し、その他の品種で取り組む場合は品種名又は「その他」と記入すること。
- （※5）多収品種を用いる場合は○を付すこと。
- （※6）本要領別紙 1 の第 5 の 2 の（3）により設定した単収を記入すること。
- （※7）区分管理方式による出荷の場合は「区分」と、一括管理方式による出荷の場合は「一括」と記入すること。
- （※8）丸玄米・精米・変形加工等を記載。
- （注 1）認定方針作成者においては、報告に当たり、電子ファイルも提出すること。
- （注 2）電算処理等の理由から上記様式を用いることが困難な場合には、内容の改変を伴わない限り、必要に応じ様式を変更することができるものとする。
- （注 3）全国生産出荷団体及び都道府県出荷団体への出荷を行わない場合は、「出荷団体名」欄は空欄とする。

年 月 日

農林水産省農産局長
（地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長） 殿

取組主体（自家加工農業者を除く。）
住 所
氏 名

○年産加工用米販売契約締結結果報告書

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙1の第6の2の規定に基づき、加工用米販売契約締結結果を下記のとおり報告します。

記

種 類	加工用米需要者団体等の名称及び販売契約数量						販売価格 （円/kg）
	使 途	都道府県名	名 称	態 様	数 量 （実kg）	（玄米kg）	

（注1）電算処理等の理由から上記様式を用いることが困難な場合にあっては、内容の変更を伴わない限り、必要に応じ様式を変更することができるものとする。

（注2）「種類」欄は、うるち米・もち米別を記載。

（注3）「使途」欄は、清酒用・焼酎・加工米飯・味噌等調味料・米穀粉・米菓・包装もち・その他別を記載。

（注4）「態様」欄は、丸玄米・精米・変形加工等を記載。

（注5）「数量」欄は、販売契約数量を変更した場合は変更後の数量を記入すること。

（注6）農業者等のうち、全国生産出荷団体、都道府県生産出荷団体、認定方針作成者及び農業者団体は販売価格を記入するものとする。

地域農業再生協議会の代表者

地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

認定方針作成者及び農業者団体

住所
氏名
電話

〇年産加工用米生産出荷数量一覧表

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)別紙1の第7の2の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

(地域農業再生協議会名：)

(出荷団体名：)

取組 番号	農業者名等		種類	当初出 荷契約 等数量	単収	生産 面積	出荷契約数量及び販売契約数量の変更			変更後出荷 契約等数量	出荷(売 渡)数量	稲わらの 利用状況
	氏名又は 名称	農業者 コード					A: 作柄変動 が生じた場合	B: 自然災害により減収	※2 C: 区分管理 方式の場合			
※1	※1	※1	※1	(玄米kg) ① ※1	(kg/10a) ② ※1	(㎡) ③ ※1	補正率 ④	全ての水稻 作付面積 (㎡) ⑤	減収量 (kg) ⑥	(玄米kg) ⑦ ※3、※4	(玄米kg) ⑧ ※3、※4	※5
							/					
							/					
計	—	—	—		—	—	—	—	—			

(※1) 別紙様式第3-11号の加工用米出荷契約等数量農業者別一覧表と整合すること。

(※2) 出荷契約数量等を変更する場合は、A～Cのいずれかを選択し、必要事項を記入すること。また、作柄変動が生じた場合の補正率は「作柄表示地帯の単収／作柄表示地帯の単収」を記入し、全収穫量が把握できた場合は①×④と①の間の任意の数値を、Bを選択した場合は①－③/⑤×⑥を、Cを選択した場合は⑦を記入すること。また、全収穫量が把握できた場合の変更を行った場合においては変更後の数量を記入すること。

(※3) 変更を行わない場合は①を、Aを選択した場合は①×④と①の間の任意の数値を、Bを選択した場合は①－③/⑤×⑥を、Cを選択した場合は⑦を記入すること。また、全収穫量が把握できた場合の変更を行った場合においては変更後の数量を記入すること。

(※4) 30kg換算個単位に調整した際に生ずる端数については、切り上げ又は切り捨てにより整理すること。ただし、切り捨てにより当該農業者の出荷数量が零となる場合は、切り上げによる端数の整理のみ選択できる。

(※5) ①畜産利用(自家利用以外)、②畜産利用(自家利用)、③すき込み、④その他のいずれかを番号で記入する。

(注1) 認定方針作成者にあつては、報告に当たり、電子ファイルも提出すること。

(注2) 電算処理等の理由から上記様式を用いることが困難な場合にあつては、内容の改変を伴わない限り、必要に応じ様式を変更することができるものとする。

(注3) 全国生産出荷団体及び都道府県出荷団体への出荷を行わない場合は、「出荷団体名」欄は空欄とする。

農林水産省農産局長

（地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長）

殿

取組主体
仲介事業者
加工用米全国需要者団体
加工用米需要者団体
住 所
氏 名

○年度加工用米売渡実績報告書

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)別紙1の第8の3規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

購入先名	年産	種 類	態 様	購入数量 (玄米kg)	売渡先		委託とう 精業者名	売渡数量 (実kg)		備考
					都道府県名	名称				
合 計										

- (注1) 電算処理等の理由から上記様式を用いることが困難な場合にあつては、内容の改変を伴わない限り、必要に応じ様式を変更することができるものとする。
- (注2) 種類はうるち米・もち米別、態様は丸玄米・精米・変形加工等を記入すること。
- (注3) 委託とう精を行った場合は、「委託とう精業者名」欄に名称を記載すること。
- (注4) 「購入先名」及び「購入数量」欄については、全国生産出荷団体及び地域流通農業者にあつては記入を要しない。
- (注5) 廃棄した場合は「備考」欄にその旨と数量を記入すること。また、廃棄した数量が30kgを超える場合は廃棄したことが確認できる書類等を添付すること。

〔 地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長 〕

殿

加工用米需要者
自家加工農業者
住所
氏名

○年度加工用米受払状況等報告書

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成 2 6 年 4 月 1 日付け 2 5 生産第 3 5 7 8 号農林水産省生産局長通知）別紙 1 の第 8 の 4 の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 加工用米の受払状況

種類	年産	態様	契約に対する購入状況				当年度 年初の繰 越数量	当年度（〇年４月～〇年３月）の使用（在庫）状況				年度末 引取残数量 及び 在庫数量 ③-⑤+⑦	備考	
			契約数量		前年度末 までの購 入数量 ②	引取残数 量 ③=①-②		購入数量		使用数量				年度末在庫 数量 ⑦=④+⑤-⑥
			①	④				購入先	数量 ⑤	使途別内訳	数量 ⑥			
合計														

(単位：実kg)

(注) 1 報告は、加工用米として契約し、当年度の4月以降に未引取分を含めて在庫数量があるもののみを対象とすること。

2 「種類」欄は、うるち米、もち米別に記載すること。

3 「態様」欄は、丸玄米、精米、変形加工等別に記載すること。

4 「使途別」欄は、「清酒用、焼酎、加工米飯、味噌等調味料、米穀粉、米菓、包装もち、その他」を記載すること。

5 廃棄した場合（産業廃棄物として処理した場合を含む。）は「備考」欄にその旨と数量を記入すること。
また、廃棄した数量が30kgを超える場合は廃棄したことが確認できる書類等を添付すること。

2 加工用米使用製品の製造及び出荷の状況

用途	製品名	単位 (a)	製品製造状況 ((a) の単位で記入)		製品出荷数量 ((a) の単位で 記入) (d)	翌年度への 繰越数量 ((a) の 単位で記入) (b+c-d)
			前年度からの 繰越数量 (b)	当年度の製造量 (c) 加工用米の 使用数量 (実kg)		

- (注) 1 「単位」欄は、「箱、袋、kg、kl」等、当該製品を管理する際の任意の単位を記入する。
2 「加工用米の使用数量」欄は、使用した米穀の数量の大きさに応じて、任意でトン単位、100kg単位等としてもよい。

3 米穀粉等の販売先別明細

(単位:実kg)

販売先	住 所	使 途	前年度 製品出荷数量	当年度 製品出荷数量
計				

(注) 1 加工用米のうち米穀粉、玄米粉、菓子原料等で販売する販売先を報告すること。ただし、報告対象の年度内に新規需要米のうち米粉用の在庫及び購入がない場合は当該欄の記載を省略することができる。

2 販売先は、年間、10トン以上の販売実績がある需要者の記入は必須とし、10トン未満の販売先については一括して記入しても良い。

3 「使途」欄は、米穀粉用、玄米粉用、菓子用等の各用途ごとに記載すること。

年 月 日

農林水産省農産局長
地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

加工用米の適正流通に関する誓約書
(兼用途限定米穀の用途外使用承認申請書)

私は、(全国生産出荷団体等)〇〇から買い受けた〇年産加工用米について、その全てを契約に基づく用途として使用することとし、当該用途以外へ転用しないことを誓約します。

なお、加工用米の調製、変形加工、とう精等を行った際に着色米及び微細米等の副産物等が生じた場合は、〇〇用に販売又は使用することとし、当該販売に係る販売契約書を農産局長及び地方農政局長等の求めに応じ提出できるよう適切に整理し、保管します。

〔 注1: 必要に応じて記入し、販売先が決まっている場合は販売先を記入すること。
注2: 上記の用途以外に販売又は使用する場合は、用途外使用申請を行うこと。 〕

また、この誓約書を遵守していることを確認するために、地方農政局等の職員が行う調査に協力します。

万一、この誓約書に反した場合には、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)別紙3に基づき、措置が講じられることに異存がないことを申し添えます。

(加工用米需要者団体等)

(仲介事業者)

住所

氏名

(注) 当事者は需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙3を保管すること。

年 月 日

農林水産省農産局長
地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

加工用米の適正流通に関する誓約書(業務委託契約分)

私は、(加工用米需要者団体等又は全国生産出荷団体等)〇〇との業務委託契約(業務内容を記載)に基づき、取り扱う米穀を当該用途以外へ転用しないことを誓約します。

また、この誓約書を遵守していることを確認するために、地方農政局等の職員が行う調査に協力します。

万一、この誓約書に反した場合には、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)別紙3に基づき、措置が講じられることに異存がないことを申し添えます。

(委託先事業者)

住所
氏名

(注) 当事者は需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙3を保管すること。

農林水産省農産局長
地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

取組主体
住 所
氏 名
電話番号
(E-mail)

○年産新規需要米取組計画書

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙2の第4の1に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 用途（本要領別紙2の第2の1に定める用途）：【 】

2 取組の概要

（具体的な取組内容）

（注）WCS用稲に取り組む場合は、ロールの大まかなサイズ、重量を記入すること。
例：「直径○○cm×厚さ○○cm、1ロール当たり○○kg」

3 取組計画

（1）生産計画

種 類 ※1	品 種 ※2	数 量 (玄米kg) ※3	単 収	面 積 (㎡)	出荷方式 ※4
計					

- ※1：うるち米・もち米・醸造用別に記載（以下同じ。）
- ※2：多収品種又は米粉専用品種で取り組む場合は具体的な品種名を記入し、その他の品種で取り組む場合は品種名又は「その他」と記入すること。
- ※3：原則として玄米kg単位で記入するが、子実を採らない場合は現況に応じて記入すること（WCS用、青刈り稲については、ロール数、重量（トン）又は束数等により記入すること。以下同じ。）。
- ※4：区分管理方式による出荷の場合は「区分」と、一括管理方式による出荷の場合は「一括」と記入すること。
- （注）全国生産出荷団体、都道府県生産出荷団体及び認定方針作成者が申請する場合は、品種欄、単収欄及び出荷方式欄は省略できる。

(2) 販売計画

種 類	契約内容						販売価格 (円/kg)
	契約相手方 ※1	品位 ※2	引渡時の 態様 ※3	数量 (玄米kg)	数量のうち複数年契約 ※4		
					契約期間 (〇年～〇年)	数量 (玄米kg)	
計							

※1：契約者である実需者及び仲介業者ごとに名称及びそれぞれの所在地の都道府県を記載すること。

また、買取販売事業者に販売する場合は当該買取販売事業者名を記入すること。

例：〇〇株式会社（実需者）【〇〇県】、△△株式会社（仲介業者）【〇〇県】、□□株式会社（買取事業者）【〇〇県】

※2：水稻うるち玄米3等以上等、水稻うるちもみ合格等、契約書の内容に応じて簡潔に記載。

※3：生もみ・乾もみ・玄米・精米・ロール等、需要者等に引き渡す際の態様を記入すること（販売契約者の態様と一致すること。）。

※4：数量（玄米kg）のうち複数年契約の数量を契約期間ごとに記入すること（経営所得安定対策等実施要綱別紙13の2に規定する産地交付金の追加配分の対象となる数量とする。）。

※5：取組主体のうち、全国生産出荷団体、都道府県出荷団体、認定方針作成者及び農業者団体は販売価格を記入するものとする。

4 適正流通に関する事項（主食用途流通防止の措置）

(1) 具体的な措置

--

(2) ふるい下米や規格外等の低品位米が生じた際の用途、販売先等

(取組主体等で低品位米が生じた場合)

(需要者等で低品位米が生じた場合)

(注) 発生が想定される場合は原則記載すること。

5 受検予定の農産物検査機関の住所及び名称

--

(注) 受検予定の農産物検査機関の住所及び名称を記載。（全国生産出荷団体及び都道府県生産出荷団体が申請する場合は省略できる。）

【添付書類】

- 1 農業者等及び需要者等が作成した適正流通に関する誓約書（別紙様式第4－5号の1、別紙様式第4－5号の2）
- 2 全国生産出荷団体又は都道府県生産出荷団体が取組主体となる場合は新規需要米団体間集荷計画書（別紙様式第4－8号）
- 3 農産局長又は地方農政局長等が特に必要と認める資料

(注) 以下の販売契約の状況が分かるいずれかの書類について、農産局長及び農政局長等の求めに応じ提出できるよう適切に整理し、保管する。

①販売契約書

②買取販売事業者の販売を行う場合にあっては買取販売要領第2の規定に基づき提出した販売承認申請書（別記様式第1号）及び用途限定米穀に関する誓約書（別記様式第2号）並びに買取販売要領第4の規定に基づき受領した承認通知書（別記様式第3号）

③自ら利用又は販売する場合にあっては新規需要米自家加工販売計画書（別紙様式第3－4号）

地域農業再生協議会の代表者
〔 地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長 〕
殿

認定方針作成者及び農業者団体

住 所
氏 名
電 話

○年産新規需要米出荷契約数量等農業者別一覧表

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)別紙2の第4の1の規定に基づき、新規需要米販売契約数量、生産予定面積等を、下記のとおりお知らせします。

(地域農業再生協議会名：)
(出荷団体名：)
(用途※1：)

取組番号	農業者名等		種類	品種	多収	新規需要米販売契約等の内容				態様	契約数量のうち複数 年契約の数量 (玄米kg) ※10
	住 所	氏名又は 名称				販売契約 数量等 (玄米kg)	単収 (kg/10a) ※7	生産予定 面積 (㎡) ※8	出荷方式		
※2		※3	※4	※5	※6				※8	※9	
計	-	-	-	-	-		-		-		

(※1) 本要領別紙2の第2に定める次の用途のいずれかを記入し、別棄とすること。(「飼料用」、「米粉用」、「米粉用」、「青刈り稲用」、「新市場開拓用」)
(※2) 通し番号を付すこと。なお、同一農業者が、複数の種類、品種の新規需要米に取り組む場合は、それぞれ別の行に分けて(別の通し番号を付して)記入すること(農業者ごとの小計は記入しない)。
(※3) 経営所得安定対策等における「交付申請者管理コード」を記入すること。
(※4) うるち米、もち米又は醸造用のいずれかを記入すること。
(※5) 多収品種又は米粉専用品種で取り組む場合は具体的な品種名を記入し、その他の品種で取組む場合は品種名又は「その他」と記入すること。
(※6) 多収品種又は米粉専用品種を用いる場合は○を付すこと。
(※7) 本要領別紙1の第5の2の(3)により設定した単収を記入すること。
(※8) 区分管理方式による出荷の場合は「区分」と、一括管理方式による出荷の場合は「一括」と記入すること。
(※9) 生もみ・乾もみ・玄米・精米・ロール等、需要者等に引き渡す際の態様を記入すること。(販売契約書の態様と一致すること)
(※10) 販売契約数量等(玄米kg)のうち複数年契約の数量を記入すること(交付対象となる数量とする。)
(注1) 認定方針作成者については、報告に当たり、電子ファイルも提出すること。
(注2) 電算処理等の理由から上記様式を用いることが困難な場合にあっては、内容の改変を伴わない限り、必要に応じ様式を変更することができるものとする。
(注3) 全国生産出荷団体及び都道府県出荷団体への出荷を行わない場合は、「出荷団体名」欄は空欄とする。

新規需要米の販売等に関する契約書

(農業者)〇〇(以下「甲」という。)(と(需要者等)〇〇(以下「乙」という。))は、甲が生産する〇年産の新規需要米(〇〇用。以下同じ。))について、以下のとおり、契約を締結する。

1 甲は、〇年産の新規需要米〇〇トン(作柄の状況等による生産量の増減に応じ、契約数量も変動する。)を、乙に対し、〇年〇月〇日までに引き渡すものとする。

種 類: ☐ うるち米 ☐ もち米 ☐ 醸造用
品 位: ☐ 〇〇以上の品位 ☐ 定めない
引渡時の態様: ☐ 玄米 ☐ 精米 ☐ もみ ☐ その他()
販売契約数量: 実kg
販 売 価 格: 円/kg

2 乙は、1により引渡しを受けた新規需要米の全てを、〇〇用として用いるものとする。

本契約に係る飼料用米・米粉用米について、品位等検査を受検しない場合には、以下の品質基準が確認され、契約当事者間で決定されたもの等とする。

【米粉用】

- ① 1.70mm以上のふるい目幅で調製されていること
- ② 水分含有率が16.0%以下であること

【飼料用】

飼料用米の基準及び確認方法は需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領の定めによること

3 違約金について

(1)取引を履行できない場合

甲または乙の都合により、本契約に基づく契約数量について取引を履行できない(作況変動による減少は除く)場合は、不履行分について60kg(または10a)当たり〇〇円の違約金を甲または乙に支払う。

(2)目的外使用が行われた場合

乙が甲から買い受けた新規需要米について、2以外の用途に使用(用途外使用の承認を受けた場合を除く)した場合、当該数量について、60kg(または10a)当たり〇〇円の違約金を甲に支払う。

4 その他

気象等の影響により、本契約で定める品位が確保できないことが明らかであるために品位等検査を受検しなかった場合等にあつては、契約当事者間で協議し、その合意をもって引き渡しを行うものとする。

この契約の成立の証として、本書2通を作成し、各々1通を農政局及び地方農政局等の求めに応じ提出できるよう適切に整理し、保管するものとする。

また、これに合わせて、甲及び乙は、別添の誓約書を作成し、地方農政局等に提出するものとする。

〇年〇月〇日

甲 住 所:
氏 名:
電話番号:
乙 住 所:
氏 名:
電話番号:

- (注) 1 複数者間による契約や複数年契約の締結が必要な場合は、その実態に即したものとすること。
2 販売契約数量は、WCS用稲、青刈り稲・わら専用稲については、ロール数、重量(トン)又は束数等により記載すること。

○年産新規需要米販売計画書

農業者等
住 所
氏 名
電話番号

○取組計画申請時点の販売計画

種類	販売を予定している需要者名及び住所	数量(kg)	①販売契約書が提出できない理由 ②販売予定時期 ③仲介業者等が存在する場合の流通経路等 ④その他、特記事項

(注)需要者が決定した際は、速やかに販売契約書等を締結し、販売を行うまでに必ず需要者等が作成した誓約書等を地方農政局等に提出すること。

年 月 日

農林水産省農産局長
地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

新規需要米の適正出荷に関する誓約書

私は、新規需要米の出荷に当たり、下記のとおり取組計画に基づいた適正な出荷を行うことを誓約します。

また、この誓約書を遵守していることを確認するために、地方農政局・地域農業再生協議会等の職員が行う調査に協力します。

万一、この誓約書に反した場合には、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)別紙3に基づき、措置が講じられることに異存がないことを申し添えます。

記

- 1 適切な水・肥培管理を行ったうえで捨て作りをしないと、定められた用途以外の用途として流通することのないよう、明確に区分し、出荷します。

【子実を収穫しないWC S用稲及び青刈り稲等に取り組む場合】

圃場を特定して作付け、適切な水・肥培管理を行ったうえで捨て作りをしないと、その全量を定められた用途として収穫し、子実は収穫しません。

また、収穫した後は適切な管理を行うとともに、その全量を確実に需要者に供給します。

- 2 認定された取組計画の用途と異なる用途の米からふるい下等の低品位の米穀を寄せ集め、新規需要米として出荷しません。
- 3 取引数量に関する帳簿等を備え付け、本要領に基づき、出荷、販売数量等を報告します。

(農業者等) 住所：
氏名：
電話番号：

(注1) 当事者は需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙3を保管すること。

(注2) 内容の改変を伴わない限り、取組内容に応じて様式は変更できるものとする。

年 月 日

農林水産省農産局長
地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

新規需要米の適正流通に関する誓約書
(兼用途限定米穀の用途外使用承認申請書)

私は、(農業者)〇〇(又は集荷業者等〇〇)より買い受けた〇年産新規需要米(〇〇用)について、その全てを〇〇用に用いることとし、当該用途以外へ転用しないことを誓約します。

なお、新規需要米の調製、変形加工、とう精等を行った際に着色米及び微細米等の副産物等が生じた場合は、〇〇用に販売又は使用することとし、当該販売に係る販売契約書を農産局長及び地方農政局長等の求めに応じ提出できるよう適切に整理し、保管します。

〔 注1: 必要に応じて記入し、販売先が決まっている場合は販売先を記入すること。
注2: 上記の用途以外に販売又は使用する場合は、用途外使用申請を行うこと。 〕

また、取引数量に関する帳簿等を備え付け、本要領に基づき、出荷、販売数量等を報告します。

なお、この誓約書を遵守していることを確認するため、地域農業再生協議会・地方農政局等の職員から調査依頼があった場合には、協力します。

万一、この誓約書に反した場合には、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)別紙3に基づき、措置が講じられることに異存がないことを申し添えます。

(需要者等) 住所：
氏名：
電話番号：

- (注1) 当事者は需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙3を保管すること。
(注2) 内容の改変を伴わない限り、取組内容に応じて様式は変更できるものとする。

年○月○日

農林水産省農産局長
地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

新規需要米の適正流通に関する誓約書(業務委託契約分)

私は、(取組主体又は需要者)○○との業務委託契約(業務内容を記載)に基づき、取り扱う米穀を当該用途以外へ転用しないことを誓約します。

また、この誓約書を遵守していることを確認するために、地方農政局等の職員が行う調査に協力します。

万一、この誓約書に反した場合には、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)別紙3に基づき、措置が講じられることに異存がないことを申し添えます。

(委託先事業者)

住所：

氏名：

電話番号：

(注) 当事者は需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙3を保管すること。

新規需要米団体間集荷計画書

全国生産出荷団体
都道府県生産出荷団体
住所
氏名

単位: m²、kg (玄米換算)

都道府県	認定方針作成者名 (※1)	用途 (※2)	種類 (※3)	生産予定数量 (※4)	単収 (※5)	生産予定面積 (※6)
計(※7)						

※1 全国生産出荷団体又は都道府県生産出荷団体と出荷契約を行った認定方針作成者別に記入すること。

※2 本要領別紙2の第2に定める次の用途のいずれかを記入し、別業とすること。(「飼料用」、「米粉用」、「WCS用」、「青刈り稲用」、「新市場開拓用」)

※3 種類欄は、うるち米、もち米、醸造用別に記入すること。

※4 生産予定数量は、WCS用稲、青刈り稲・わら専用稲については、ロール数、重量(トン)又は束数等により記入すること。

※5 本要領別紙1の第5の2の(3)により設定した単収とし、複数ある場合は地域(市町村等)の主たる単収を記入すること。

※6 生産予定面積は、生産予定数量を単収(※5)で除したものであること。

※7 県毎に、種類別の小計欄を設けること。

番 号
年 月 日

殿

農林水産省農産局長
地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

新規需要米認定通知書

○年○月○日付けで申請のあった、○年産新規需要米取組計画について、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)別紙2の第4の2の規定に基づき、認定することとしたので、新規需要米の適正流通の確保を図るため、定められた用途以外の用途として流通することのないよう、主食用米等の他の用途の米穀と明確に区分し、管理の上出荷するとともに、ふるい下等の低品位の米穀を寄せ集めて出荷しないよう適切な取組をお願いします。

【添付資料】

適正流通に関する啓発資料

番 号
年 月 日

殿

農林水産省農産局長
地方農政局長
北海道農政事務局長
内閣府沖縄総合事務局長

新規需要米不認定通知書

年 月 日付けで申請のあった、○年産新規需要米の取組計画について、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)別紙2の第4の2の規定に基づく審査の結果、不認定としたことをお知らせします。

(不認定とした理由)

地域農業再生協議会の代表者 殿

地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

新規需要米認定結果通知書

○年産新規需要米取組計画について、別添のとおり認定したので、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙2の第4の4の規定に基づき通知します。

【添付資料】

取組計画の写し等、取組主体の取組内容（農業者ごとの生産予定面積、数量等）が分かる書類

農林水産省農産局長 殿

地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

新規需要米取組計画認定結果報告書

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)別紙2の第4の4の規定に基づき、下記のとおり認定結果を報告します。

三

1 認定面積(地域流通農業者分及び全国生産出荷団体分)

[illegible]

2 認定数量(地域流通農業者分及び全国生産出荷団体分)

[illegible]

年 月 日

農林水産省農産局長
（地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長） 殿

取組主体(自家利用農業者を除く。)

住 所

氏 名

○年産新規需要米変更後販売契約数量報告書

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)別紙2の第4の6の規定に基づき、新規需要米の変更後の販売契約数量について下記のとおり報告します。

記

用 途	種 類	需要者等の名称及び変更後の販売契約数量等					
		都道府県名	名 称	態様	数 量 (実kg)	(玄米kg)	販売価格 (円/kg)

(注1) 電算処理等の理由から上記様式を用いることが困難な場合にあっては、内容の改変を伴わない限り、必要に応じ様式を変更することができるものとする。

(注2) 用途欄は、本要領別紙2の第2に定める次の用途のいずれかを記入すること。(「飼料用」、「米粉用」、「新市場開拓用」)

(注3) 種類欄は、うるち米、もち米、醸造用のいずれかを記入すること。

(注4) 農業者等のうち、全国生産出荷団体、都道府県出荷団体、認定方針作成者は販売価格を記入するものとする。

地域農業再生協議会の代表者
地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

認定方針作成者及び農業者団体
農業者
住所名
氏名
電話

〇年産新規需要米生産集出荷数量一覧表

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙2の第5の2の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

(出荷団体名：) ()

(用途：) ()

(地域農業再生協議会名：) ()

取組 番号	農業者名等		種類	当初出 荷契約 等数量	単収	生産 面積	出荷契約数量及び販売契約数量の変更			変更後出 荷契約等 数量	うち、多収 品種等を 種子用と して自家 採取した 場合の数 量	出荷 (売渡) 数量	WCSの ロールの サイズ等	稲わらの 利用状況								
	氏名又は 名称	農業者 コード					A：作柄変動が生じた場合 補正率	※2														
								B：自然災害により減収 全ての水稻 作付面積	減収量	C：区分管理 方式の場合 収穫量												
※1	※1	※1	※1	(玄米kg) ① ※1	(kg/10a) ② ※1	(㎡) ③ ※1	④	(㎡) ⑤	(kg) ⑥	(玄米kg) ⑦	(玄米kg) ⑧ ※3、※4	(玄米kg) ⑨	(玄米kg) ⑩ ※5	※6								
				/			/															
				/			/															
計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—												

(※1) 別紙様式第4-1号及び別紙様式第4-2号と整合すること。

(※2) 販売契約数量等を変更する場合は、A～Cのいずれかを選択し、必要事項を記入すること。また、作柄変動が生じた場合の補正率は「作柄表示地帯の単収／作柄表示地帯の平年単収」を記入し、全収穫量が把握できた場合の変更又は自然災害等により減収した場合の変更を行う場合にあっては、全収穫量や減収量が確認できる書類を添付すること。

(※3) 変更を行わない場合は①を、Aを選択した場合は①×④と①の間の任意の数値を、Bを選択した場合は①-③/⑤×⑥を、Cを選択した場合は⑦を記入すること。また、全収穫量が把握できた場合の変更を行った場合においては変更後の数量を記入すること。

(※4) 30kg換算個単位に調整した際に生ずる端数については、切り上げ又は切り捨てにより整理すること。ただし、切り捨てにより当該農業者の出荷数量が零となる場合は、切り上げによる端数の整理のみ選択することとする。

(※5) WCS用稲に取組んだ場合、生産・出荷したWCSのロールの大きさを記入する。(例：直径○〇cm×厚さ○〇cm、1ロール当たり○〇kg)

(※6) 飼料用米、米粉用米、新市場開拓用米にあっては、①畜産利用(自家利用以外)、②畜産利用(自家利用)、③すき込み、④その他のいずれかを番号で記入する。

(注1) 認定方針作成者にあつては、報告に当たり、電子ファイルも提出すること。

(注2) 電算処理等の理由から上記様式を用いることが困難な場合にあっては、内容の改変を伴わない限り、必要に応じ様式を変更することができるものとする。

(注3) WCS用稲、青刈り稲・わら専用稲については、ロール数、重量(トン)又は束数等により記載すること。

(注4) 「籾」で出荷した場合は、出荷数量に0.8を乗じて玄米換算すること。

(注5) 全国生産出荷団体及び都道府県出荷団体への出荷を行わない場合は、「出荷団体名」欄は空欄とする。

農林水産省農産局長 殿

〔 地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長 〕

〇年産新規需要米生産集出荷数量一覧表

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙2の第5の2の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

【用途： 】

（単位：玄米kg）

県 名	種 類	品 種	認定面積（㎡）①		当初 販売契約等 数量	変更後 販売契約等 数量	出荷（売渡） 数量 ②	平均単収 （kg/10a） ②/①×1000
			当 初	変更後				
都道府県計								
都道府県計								

- （注）1 「用途」欄は、本要領別紙2の第2に定める用途のうち、「飼料用」、「米粉用」、「新市場開拓用」のいずれかを記載すること。（「WC S用」「青刈り稲用」は除く。）
2 「種類」欄は、うるち米、もち米、醸造用のいずれかを記載すること。
3 「品種」欄は、「主食用」「多収」「多収（特認）」「米粉用」「米粉用（特認）」のいずれかを記載すること。
4 「認定面積の当初」欄は、9月15日公表時点の面積を、「認定面積の変更後」欄は公表後に変更等があった場合に記載すること。
5 「収」の場合は、出荷（売渡）数量に0.8を乗じて玄米換算すること。
6 用途毎に作成すること。
7 「平均単収」欄は、「認定面積の変更後」欄に記載がある場合は変更後により算出すること。

〔 地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長 〕 殿

取組主体
仲介事業者
需要者団体等
住 所
氏 名

○年度新規需要米売渡実績数量報告書

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)別紙2の第6の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

(用途:)

購入先名	年産	種類	態様	購入数量 (玄米kg)	売渡先		委託とう精業者名	売渡数量 (実kg)		備考
					都道府県名	名称				
合 計										

- (注) 1 電算処理等の理由から上記様式を用いることが困難な場合にあっては、内容の改変を伴わない限り、必要に応じ様式を変更することができるものとする。
- 2 委託とう精を行った場合は、「委託とう精業者名」欄に名称を記載すること。
- 3 「用途」は、本要領別紙2の第2に定める次の用途のいずれかを記入、別葉とすること。(「飼料用」、「米粉用」、「新市場開拓用」)
- 4 「購入先名」及び「購入数量」欄については、農業者等にあっては記入を要しない。
- 5 種類はうるち米・もち米・醸造用別、態様は粳・玄米・精米・破碎精米等を記入すること。
- 6 「粳」の場合は、0.8を乗じて玄米換算すること。
- 7 廃棄した場合は「備考」欄にその旨と数量を記載すること。また、廃棄した数量が30kgを超える場合は廃棄したことが確認できる書類等を添付すること。

2 新規需要米使用製品の製造及び出荷の状況

使用	製品名	単位 (a)	製品製造状況 ((a) の単位で記入)		製品出荷数量 ((a) の単位で記入) (d)	翌年度への繰越数量 ((a) の単位で記入) (b+c-d)
			前年度からの繰越数量 (b)	当年度の製造量 (c) 新規需要米の使用数量 (実kg)		

(注) 1 「単位」欄は、「箱、袋、kg、kl」等、当該製品を管理する際の任意の単位を記入する。
2 「新規需要米の使用数量」欄は、使用した米穀の数量の大きさに応じて、任意でトン単位、100kg単位等としてもよい。

3 米粉の販売先別明細

(単位:実kg)

販売先	住 所	使 途	前年度 製品出荷収量	当年度 製品出荷数量
計				

- (注) 1 新規需要米のうち米粉用米により製造した製品の販売先を報告すること。
- 2 販売先は、年間、10トン以上の販売実績がある需要者の記入は必須とし、10トン未満の販売先については一括して記入しても良い。
- 3 「使途」欄は、パン用、菓子用、その他の各用途ごとに記載すること。

農林水産省農産局長 殿

地域農業再生協議会の代表者 殿

売渡人
住 所
氏 名
電 話

地域農業再生協議会別備蓄米生産予定面積等報告書 (○ 年産)

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)第5の4の規定に基づき、地域農業再生協議会ごとの生産予定面積等を、下記のとおり提出します。

記

契約番号：○内米買契第○○号

地域農業再生協議会名	生産予定面積 (㎡)	引渡予定数量 (玄米kg)	単収 (kg/10a)
計			—

(注1) 単収は、本要領別紙1の第5の2の(3)により設定した単収を記入すること。

(注2) 引渡予定数量の合計は、契約数量とトン単位で一致すること。

(注3) 報告に当たり、電子ファイルも提出すること。(売渡人において、電子ファイルで提出できない場合は、管轄する地方農政局に相談する。)

(注4) 複数の市町村にまたがる地域農業再生協議会にあつては、市町村ごとに記載すること。

(注5) 電算処理等の理由から上記様式を用いることが困難な場合にあつては、内容の改変を伴わない限り、必要に応じ様式を変更することができるものとする。

農林水産省農産局長
〔 地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長 〕 殿

売渡人
住所
氏名
電話

地域農業再生協議会別備蓄米生産面積等報告書（〇年産）

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）第5の4の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

契約番号：〇内米買契第 号

地域農業再生協議会	種類	当初引渡 予定数量	単収	生産 面積	出荷 契約 数量	引渡数量の変更 ※2			変更後引渡 数量	⑦を30kg換算 個単位に調整す る場合の変更後 引渡数量	引渡数量
						A：県別地帯別作 柄概況により数量 変更を行った場 合	B：自然災害等により減収 全ての水稻 作付面積	減収量			
	※1	(玄米kg) ① ※1	(kg/10a) ※1	(㎡) ② ※1	(玄米kg) ③	補正率 ④	(㎡) ⑤	(kg) ⑥	(玄米kg) ⑦ ※3	(玄米kg) ⑧ ※4	(玄米kg) ⑨
計	—		—			—	—	—			

- (※1)別紙様式第5－1号の地域農業再生協議会別備蓄米生産予定面積等報告書(令和〇年産)と整合すること。
(※2)出荷契約数量を変更する場合は、A又はBのいずれかを選択し、必要事項を記入すること。また、全収穫量が把握できた場合の変更を行う場合にあっては、全収穫量や減収量が確認できる書類を添付すること。
(※3)変更を行わない場合は③を、Aを選択した場合は③×④と③の間の任意の数値を、Bを選択した場合は③－②/⑤×⑥を記入すること。また、全収穫量が把握できた場合の変更を行った場合においては変更後の数量を記入すること。
(※4)30kg換算個単位に調整した際に生ずる端数については、切り上げ又は切り捨てにより整理すること。ただし、切り捨てにより当該農業者の出荷数量が零となる場合は、切り上げによる端数の整理のみ選択できるとする。
(注1)報告に当たり、電子ファイルも提出すること。(売渡人において、電子ファイルで提出できない場合は、管轄する地方農政局に相談する。)
(注2)電算処理等の理由から上記様式を用いることが困難な場合にあっては、内容の改変を伴わない限り、必要に応じ様式を変更することができるものとする。